

午前10時2分 開議

議長（奥和田好吉君） おはようございます。ただいまから平成13年第3回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、6番 東 重弘議員、5番 真砂 満議員からは遅参の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において7番 市道浩高君、9番 谷 外嗣君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、2番 竹田光良君の質問を許可いたします。竹田君。

2番（竹田光良君） 皆さんおはようございます。公明党の竹田でございます。議長のお許しをいただきましたので、平成13年第3回泉南市議会定例会の一般質問をさせていただきます。

初めに、去る平成13年8月13日に本市議会の先輩議員であられました重里 勉氏、並びに9月11日に起こりましたアメリカ同時多発テロにて犠牲となり、多くのとうとい生命が奪われた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、いまだ行方不明になっている方々の早期救出を願うものであります。

さて、連日連夜新聞、テレビ等におきましてアメリカ同時多発テロについての報道がなされています。あの世界貿易センタービルに突入していく飛行機の姿、ビルの上部に取り残され、窓から身を乗り出し救出を待つ姿と、やがて力尽き落下していく痛ましさ、またビルの崩れ行く光景、粉じんが巻き上がり、逃げ惑うニューヨークの人々の姿を何度となく信じられない気持ちで目にいたしました。一瞬にして奪われた何千とうとうとい生命、その方々の御家族や関係者等々の気持ちを考えると、大変な悲しみを感じざるを得ません。

私は、21世紀は平和の時代であると思ってい

ます。また、生命尊厳の時代だと思います。一個の人間の生命を他人が左右し、奪い取ることなど決してあってはならないと思います。今こそ、人間尊厳、生命尊厳の原点に立ち返る21世紀を強く希望するものであります。

話は変わりますが、一昨日、お隣の阪南市会選挙が行われました。今回の選挙では、定数が削減された中、我が公明党は議席1増を目標に、20の議席を28人で争うという非常に厳しい選挙となりましたが、結果は御存じのとおり4人全員当選させていただきました。

本年に入り、東京都議会選挙に参議院選挙、また各地方選挙に一昨日の阪南市会選挙と、皆様のおかげで何とか立候補者全員が当選することができました。特に今回の阪南市会選挙については、ちょうど1年前、私も泉南市会選挙に初めて挑戦させていただき、苦しい選挙戦を戦ったことを思い出しました。今思えば、あっという間に約1年が経過いたしました。この間、個性あふれる諸先輩議員の皆様初め、各関係の方々や、何よりも温かく激励していただき、御支援して下さる方々に改めて感謝申し上げますとともに、ますます日々精進し、きのうよりもきょう、きょうよりあすと、自分自身を磨き、成長していけるように努力してまいります決意です。

前段部分が少々長くなりましたが、それでは通告に従い、大綱4点について質問させていただきます。

1点目は、新家悪臭問題についてです。

本年に入って、当該事業者からの改善計画書のもと現在工事が進行中ではありますが、その工事のため屋外堆積物を崩し、移動させる作業が必然的に行われたことにより、この夏についても大変な悪臭が起り、付近の住民の方々は大変苦しめられました。その工事は、当初8月末ぐらいには完成の予定が大幅におくれ、9月末から10月末に完成予定と大きく変更となりましたが、現在のその工事の進捗状況をお聞かせください。また、当市の今後の対策についてもお聞かせください。

大綱2点目は、行政サービスについてであります。

本市ではこの8月より庁舎内については禁煙と

なり、指定された喫煙場所以外はすべて禁煙となりました。喫煙家にとっては少々肩身の狭い思いがいたしますが、中には本数が減ったという声や、たばこを吸わない方たちには着ている物ににおいがつかなくなったなどの声も聞かれます。また、市民の皆様が庁舎を訪れた際にも、仕事をしながらたばこを吸うという姿を見ることもなく、庁舎内の空気も浄化されることにより、十分な市民サービスになるのではないかと私は思っております。

そんな中、お隣の阪南市では6月1日より市役所の玄関に自動給茶機が設置されました。冷たいウーロン茶や緑茶等が夏の暑い日庁舎を訪れた市民の皆さんののどを潤し、大変好評だとお聞きいたしました。夏の暑い日には冷たいお茶で、そして冬の寒い日には温かいウーロン茶や緑茶等で、庁舎を訪れた市民の皆様喜んでいただける自動給茶機の設置、また同時におしぼりについてもあわせて設置することは、コスト面やメンテナンスや衛生上の問題があると思われませんが、本市ではたばこの吸煙機設置に続いての行政サービスとして実施していくような意思があるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

大綱2の3点目は、行政のIT化についてですが、高度多様化する住民ニーズに対応する行政サービスの提供、また事務処理等の簡素効率化を目指すため、行政の電子化に向け、本年1月19日に市長を本部長に泉南市情報化推進本部を設置されましたが、その後どのような進捗状況なのか、お聞かせください。

大綱3点目は、市営住宅払い下げ問題です。

この問題についてはこれまでも何度となく、昨日も先輩議員より質問がありましたが、いよいよ9月28日は一番の判決が下されることとなります。本市にとっては非常に重要な問題であると思っておりますが、御存じのように私は初めて質問させていただきます。この裁判の進捗状況をお聞かせください。また、今後の対応についてもお聞かせください。

大綱4点目は、関空問題についてです。

平成6年に世界初の24時間眠らない海上空港としてアジアの世界のハブ空港を目指し、大阪の経済、地元の期待を一身に受け華々しく開港して

以来、先日の9月4日ではや7周年を迎えました。現在、平成19年完成を目指し2期工事が行われていますが、その進捗状況をお聞かせください。

また、2点目として南ルートについて、その後どうなっているのかお聞かせください。

3点目は北ルートといいますが、現在の連絡橋ですが、先日この連絡橋について国への買い上げ等の話が出ていましたが、その後どうなっているのか、お聞かせください。よろしく申し上げます。

以上で壇上より質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（奥和田好吉君） ただいまの竹田議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 私の方から、関西国際空港問題の南ルートについて御答弁を申し上げます。

現在、北側の空港連絡ルートにつきましては、特に気象に影響されやすい、あるいは機能が停止する可能性があるということで不安定要因を抱いております。また、そこには上水道初め電気、ガスなどのライフラインが添架されておりますけども、これらについても同様の心配があるわけでございます。さらには、環境問題を考えた場合、できるだけ交通の分散化とか、あるいは地域間の相互連携を支援するような交通軸の形成、国際空港と一体となった広域交通体系の充実、あるいは将来的な交通需要増加への対応などを考えますと、南ルートの必要性は非常に大きなものがあるというふうに考えております。

昨年度、初めて国——国でも当時は運輸省と建設省の2省でございましたけども——と大阪府、和歌山県、泉南市、和歌山市、関空会社の六者——7団体ですが——が共同して南ルートを含む関西国際空港周辺地域交通ネットワークに関する調査を実施いたしまして、現状の把握でありますとかニーズの分析、整備のあり方等を抽出いたしまして、報告書にまとめたところでございます。

本年度も幸い、国の方の調査費を確保していただいております。継続実施するという事で関係機関の合意が調いました。それで、今9月議会に関係予算を補正予算として上程をさせていただきますので、よろしく御審議をいただき御承認賜りますようお願い申し上げます。

ります。

昨年行いました調査の中で、特にリスク評価を行いましたけれども、現在の連絡橋におきましては、自然災害あるいは事故等を要因として生ずると考えられる被害を想定した上で、その影響を検討したところでございます。

調査報告書では、関空島内における消費活動に伴う生産誘発の付加価値額は、和歌山県の域内総生産の1割強にも相当するという巨大なものでありまして、その機能を支える連絡橋の重要性は極めて高いものであると。遮断された場合の損失の大きさは非常に大きなものであり、加えて水、エネルギー等の供給停止が生じた場合、空港機能への大きな影響が懸念される。ライフラインの多重化など信頼性の強化が望まれるとしております。

さらに、調査では地域防止面から見たリスク評価も行っておりまして、関空対岸部、つまり内陸部において大規模な災害が発生した場合、関空が防災拠点として輸送、消防、医療、救護の拠点機能を有しており、防災拠点機能が有効に活用されるためには、関空とのアクセスの確保が重要であり、内陸部とのネットワーク機能の強化が必要であるといたしております。

さらに、国際空港あるいは大規模埋立地の例を見ましても、連絡施設が一つのルートしかないという例は極めてまれでございまして、リダンダンシーの強化という観点からも空港連絡南ルートの早期実現が求められております。今後とも、市議会の御理解を得ながら空港連絡南ルートの早期実現に向けて最大限の努力をしまいたいと考えております。

それから、現在の連絡橋の国への売却ということにつきましては、今回の第2期事業見直しの中でも関西国際空港と周辺域内との交流を深める、あるいは関空自体を活性化するという中で料金抵抗が非常に大きいということで、私橋でございますので、非常に高い料金になっているわけでございますが、これを公橋にしてはどうかという提案でございまして、大阪府の方からそういう提案がなされておりますが、これについてはまだそういう提案をしたということございまして、具体的にどういう方向になるのかというのは、まだはっ

きりとした見通し、結論は出ておりません。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。  
市民生活部長（藤岡芳夫君） 市民生活部の方からは、新家のにおいの問題につきまして御答弁を申し上げたいと思います。

まず、議員が先ほどおっしゃってましたけども、この問題の改善につきましては、相当日数を要しております。その積んでいるものを撤去しなければ改善計画が進めないというような状況でありまして、改善計画をするためにその辺のことが相当日数を費やしているというふうな要因と聞いております。

改善計画の進捗状況につきましては、新飼料製造施設は計画どおりに施工し、完了をしております。その後、全自動肥料化システム施設建設のため、旧飼料製造施設の撤去、それから積み上げているもの、これの撤去に着工しましたけれども、2回ぐらい大きな雨が当たった。これによりまして積み上げてものが建設工事の現場の方に流出したということで泥沼化してしまって、工事に着工することができなかつた、このように聞いております。それで約1カ月ぐらいの遅延が生じたと聞いてます。しかしながら、遅延はしましたけれども、先月末、8月の30日には試運転をしまして、現在は稼働しているという状況でございます。その後、東西のほうに新堆肥舎の建設に向けまして事業者も頑張っていると聞いておりますが、今月に入ってから若干雨の日も多いということで、少し遅延をしていると聞いております。

まず、新堆肥舎につきましては、東側の方から着工しているというふうに聞いておりまして、現在鋭意施工している状況でございます。次に西側の方の新堆肥舎を建設するというふうに聞いておりまして、最終的には10月の末というふうな完了というふうに聞いてございます。

それと、今後の対応につきましては、この改善結計画が完了しますと、当然臭気測定をするということで考えております。その測定の結果、その数値を当然通知する。そして、正常な維持管理をするように強く指導を申し入れたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。  
総務部長（谷 純一君） 竹田議員御質問の行政サービスについて御答弁申し上げます。

具体的に御提案があったことでございます。最初にまず、ことしの8月から分煙機を庁内に設置しまして、そしてありがたい評価をいただきまして、まずもってお礼を申し上げたいと、このように思います。

それと、2つの御提案があったわけですが、給茶機ですか、これにつきましては、議員御指摘のように阪南市がことしから始められたというふうに聞いております。当市におきまして、この給茶機につきましては、隣の市で始められたということもありまして、その辺も泉南市においてはどうなのかといった、設置場所とか、あるいは衛生面等、阪南市の状況もその辺も把握しながら検討を行ってまいりたいと、このように考えております。ただ、おしぼりにつきましては、これはお聞きしたとき、そのサービスの必要性とかございますので、その辺はこれから考えてまいりたいと、このように考えております。

それと、あとこういった今御提案のありました行政サービス等につきまして、その向上につきましても今後とも努力をしてまいりたいと、このように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと、このように思います。

それと、あと1点、IT関連の行政の情報化の取り組み状況についてということで御答弁申し上げます。

現在の取り組み状況でございますが、平成15年度までに迅速な文書交換等を実現し、地方行政の高度化あるいは効率化を実現するため、機密性の高い地方公共団体間のネットワークを構築し、国とも接続した総合行政ネットワークにすべての地方公共団体が参画することになっておりまして、大阪府及び府内全市町村が参加した共同取り組み組織において現在取り組んでいるところでございます。そして、平成14年度におきましては、情報通信の基盤であります庁内LANの整備を進めるとともに、本庁の全課においてインターネットを通じてメールができる環境を整備してまいりた

いと考えております。

さらに、住民基本台帳ネットワークシステムも現在整備中でございますが、住民の利便を増進するとともに、国・地方公共団体の行政の合理化に資するため、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務処理及び国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するための措置を講じることを目的とした住民基本台帳ネットワークシステムが平成14年8月に一次稼働してまいりますので、現在、機器設置場所を確保するとともに、既存住民記録システムの改修等事前作業に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。  
事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 木造の市営3住宅団地の御質問についてお答えをさせていただきます。

この問題につきましては、老朽化が進み、かつ狭小である木造市営住宅の居住水準の向上、多様な住宅の供給、良好な住環境等を目的とした市の建てかえの方針の決定に対しまして、入居者側から市営住宅を払い下げようとする強い要望が出されました。幾度となく誠意を持って入居者代表との話し合いや協議を行ってまいりましたが、残念ながら合意に至らず、入居者64名が大阪地裁の堺支部に所有権移転登記手続請求事件として訴えの提起を行いました。法廷の場に議論の場が移ったものでございます。

市といたしましては、この問題の解決に向け全力を挙げて取り組んでまいりました。平成11年の1月14日の住民側の提訴以来、これまで13回の公判が行われ、この事件に関しての経過の説明、あるいは考え方の主張などは準備書面として、また必要とする資料等は証拠として既に裁判所に提出しております。また、証人審議も行われました。原告側の代理人及び被告側の代理人がそれぞれ証人から証言を得るなど、原告、被告の双方の考えや意見は十分に陳述してきたところでございます。そして、本月の28日には一審の判決が出るということになっております。

今後の対応につきましては、判決を尊重するこ

とはもちろんでございますが、判決内容を十分に検討いたしまして判断を行っていきたいという考えであります。御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 竹田議員さんの御質問のうち、2期工事の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

関西国際空港を我が国を代表する国際ハブ空港に育て上げるには、3本の滑走路から成る全体構想の早期実現が不可欠であるというふうに考えておりますが、当面、第7次空港整備計画において最優先課題として位置づけられております4,000メートルの滑走路を整備する2期事業を円滑に推進することが求められております。

さて、この2期事業の工事自体でございますけれども、既に昨年度中に敷砂作業、サンドドレーン工法が終了いたしました。目下埋立工区では2次敷砂施工、護岸工区では盛り砂、捨て石、被覆石、消波ブロック工事を行っておりまして、2期島の護岸延長約13キロメートルのうち4カ所で約5キロメートルの石積み護岸が海面上にあらわれるなど、工事は計画どおり順調に進捗いたしております。

ところが、昨年12月に当時の宮沢大蔵大臣と扇運輸大臣が、2期工事の一部圧縮や経営体制のあり方を見直すことを条件といたしまして、2007年の供用開始に合意する覚書を締結いたしております。それを受けまして、経済界や地方自治体等で設立しております関西国際空港全体構想促進協議会がその内部に関西国際空港の事業推進方策に関する検討会議を設置いたしまして、本年8月、効率的な整備と安定的な事業の推進を図ることができる体制を構築すべきであるとして2期事業の見直しを打ち出し、具体的に事業費の削減、段階的施工、一部施設整備の先送り等を提起し、その方針に沿って国と地元が合意いたしております。そして、国土交通省は、8月末にそれらの内容を含んだ平成14年度予算の概算要求を財務省へ提出したところでございます。

直接関西国際空港に係る本市といたしましては、地元と共存共栄する関空建設の理念の実現

を求めつつ、2期事業の確実なる進捗、それと引き続いての全体構想の早期実現に向けて、従前以上の活発な取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 竹田君。

2番（竹田光良君） それでは、順次再質問をさせていただきますと思います。途中で順番がちょっと変わるかもしれませんが、その点はお許しただきたいと思います。

まず初めに、新家悪臭問題についてですけども、その方から質問させていただきますと思います。

今回の改善計画が出されて、今非常に工事が進捗してるというようなお話がありましたが、当初、7月から8月末ぐらいまでには完成の予定であるというのが、9月から——9月はもう恐らく無理でしょうから、10月末になったというような話の中で、先ほど部長の答弁の中で、7月から8月にできるものが9月か10月ぐらいになったという理由の中で、1つはちょうどあの堆積物の移動に手間がかかったというのと、もう1つは2回ほど大きな雨というようなのがありましたけども、この9月に入っても台風も来てますし、大変雨も何日間か降ってると思うんですけども、一、二回の雨が要は一月、二月おくらせるのでありましたら、当然今回の雨もまたおくれる要因になってくるとは思うんですけども、その辺のことを考えましても、10月末というのが今大きな目標になってると思うんですけども、まず完成するのかどうかですね。工事が順調に進んでいるのか、再度その辺確認させていただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 現在積んでいる堆積物につきましては、約8,000トンぐらいあるというふうに存じております。これを移動するために、積んでいる状況の中では表面がやっぱり乾燥しているということで、通常ですと少々——大雨の場合はどうすることもできないということ聞いてますけども、少しの雨であった場合、そのまま乾燥してる場合は全然問題はなかったと聞いております。

その積んでいるものを別の場所に持っていこう

とするために、コンボ等で表面の乾燥した膜を取ってしまうと。取ってしまったときに雨が降った場合に、それが流出して泥沼化してしまうというようなことがあったと聞いております。その辺、業者さんの方も何回も何回もそういうふうな失敗はしないようにということも聞いております。今後は工事の方法とか十分に注意して施工すると、このようにも聞いております。

ただ、2カ月ほど遅延したということは申しわけないということで、別の要素で資金的な面も若干しんどい面があったので、これも遅延した要因にはなっているというのも前回の説明会で聞いております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 竹田君。

2番（竹田光良君） 御存じのとおり、あそこの悪臭というのは、大体4種類ぐらいというか、4カ所あたりから出てるんじゃないかというような話があるわけなんですけども、その中で前回質問させていただいたときにも、やっぱり一番大きいのは、もともとあそこへ屋外に堆積していた、要するに堆積物のおいが一番大きいんじゃないかと。今回の改善のこの工事というのは、その屋外の堆積物をとりあえずまず何とかしようと。そのために全自動化の肥料システムであるとか、今堆肥舎を建設してるというようなことになってると思うんですけども、あの大変な堆積物、たしか恐らく僕、前回のお話の中では大体5,000から6,000トンというふうにお話しさしてもらったと思うんですけども、それが8,000トンということで、その辺になれば確かな数字というのはなかなかわからないほど大量であるということになると思うんですけども、とにかく一日も早く、1カ月でも早く、ただ今回のこの工事が完成したことによって、当然すべてにおいが消えるわけではないでしょうし、あと若干残っていくでしょうし、4つのにおいの1つがひょっとしたら消えるにすぎないかもしれないと思うんですね。

前回の議会の部長の答弁の中でも、この今回の改善計画を完成させることによってかなりの臭気はなくなるんじゃないかというような話があったと思うんですけども、とにかく一日も早い完成を

望んでるわけなんです。

そんな中で、さきに全自動肥料化システムというのが8月の末で試運転されたというふうにお聞きをいたしました。これにつきましては、日に大体50トンぐらいですかね、処理する能力があると思うんですけども、8月末ですから、約1カ月近くたつと思うんですけども、これは正常に動かれてるんでしょうか。また、しっかりとその辺故障もなくできてるんか確認されてると思うんですけども、その辺をちょっとお聞かせ願いますでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） においの種類につきましては4種類ほどあるということで、これは従来からとは変わってはございません。全自動肥料化システムですね。これが完成して正常に稼働しているのかという内容につきましては、正常に稼働していると聞いております。

それから、今後この改善計画完了後、においは7割から8割減少するんじゃないかというふうを考えてますが、ただその残るにおいというんですか、牛舎が存在するというので、どうしてもその辺においというのは残るであろうということは、我々もその辺につきまして心配の種ということでございます。ただ、今後とも監視をしまいたいということで、先ほども答弁申し上げましたけれども、臭気測定につきましてはやってまいりたいと、このように考えております。

議長（奥和田好吉君） 竹田君。

2番（竹田光良君） その臭気測定なんですけども、もう1つお聞きしたいんですけども、その臭気測定については、ずっと完成後、完成後というようなお話があるんですけども、当然予算的な面もあると思うんですけども、どうもやっぱりその完成後に臭気測定するというのも大事だと思うんですけども、今恐らくにおい的には一番ひどい状態だと思うんですね。あれだけの堆積物をひっかき回してるわけですから、かなり今が一番というか、この夏が一番大変なおいの時期だったと思うんですけども、当然この今のひどいときにも臭気というのはやっぱり測定しておくべきじゃないかなというふうには思うんですけども、その点

についてはいかがでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 臭気測定につきましては、この改善計画完了後にしたいというふうに申し上げておりますけれども、現在測定をしましても、状況がああいうふうに積んでるものをコンボでひっくり返してると、そのような状況ですので、余り参考にはならないということで、この改善計画が完了後に正常な状態になっただろうというところで臭気測定をして指導をしまいたい、このように考えております。

議長（奥和田好吉君） 竹田君。

2番（竹田光良君） やっぱり今の現状というのが一番大事だと思うんですね。当然、その完成した後こうなりましたというそういう数値的なものをあらわしてくれるのが唯一臭気測定だと思いますんで、当然どうしても今のこの時期に一度測定をするのが大事ではないかなと思います。

部長、ここに実は1つこういうメモがありまして、私もこれいただいたんですけども、別に何でもありませんけども、実は中身というのが例えば平成13年5月26日、11時45分から13時14分、ふんが腐った臭気、酸っぱいにおい、強い臭気、ふんの焦げた臭気。また、18時45分、牛のふんの臭気。19時半、臭気弱くするも焦げの臭気もする。

これ、ずっと実は続いてまいります。例えば6月の8日、12時50分、酸っぱ味の強いにおい一時するも余りしない。これがずっと5月から7月、8月というふうに、実は付近の住民の方からいただいたんですけども、ずっとこのように毎日つけてやっておられる住民もいらっしゃるわけなんです。おられるわけなんです。

これなんかを見ると、ほとんど毎日、要するに何時にどういうにおいがしたと。だから、ほぼずっとこの夏の暑い間も毎日毎日やっぱりそのにおいと闘ってる住民がいるということをしかりとわかっていただきたいと思いますよね。

大変な問題ですのなかなか難しいと思うんですけども、ことしせつかくそういうような臭気測定もするというようなことでございますんで、やっぱり市としてもしっかりとその辺対応していた

だきたいと思います。毎回同じことを言ってると思うんですけども、臭気測定についても今やらないと、できた後のみにしてしまったりやっぱり何の意味もないと思うんですけども、再度の質問になってしまいますけど、それを考えていただいてもう一度答弁いただきたいと思いますが。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 臭気測定につきましては、従来から臭気がひどいというような状態の時期に臭気の測定は実施していると聞いております。泉南市と大阪府、それから佐野市さんと三者で協議した結果、現状改善計画をするというふうなことで臭気がひどくなるであろうということで、これは参考にはならないのではないかということで、改善計画が完了後に臭気測定をし、その結果が悪ければもっともっと厳しく指導をしていくということで三者で決定したというふうな状況でございます。

今後とも、これにつきましては十分監視をしまいたい、このように考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 竹田君。

2番（竹田光良君） 余り時間をとると次ができませんので、またどんどん実際に建物ができてきて様子も変わっています。こういうふうに見られてる方、私も毎日外からですけども見るようにしてますけども、しっかりとその辺をお願いしたいと思います。

次に、済みません、ちょっと時間の関係上、市営住宅の払い下げ問題について質問させていただきたいと思います。

この問題で再質問させていただく前に、正直に言いまして、こういうふうな大きな問題があるわけなんですけど、私議員として議会に寄せていただくまで実は知りませんでした。本当に同じ泉南市民でありながら知らなかったというのを非常に恥ずかしさを覚えるんですけども、今回先輩の議員にいろいろ教えていただいて、いろんな資料とかいろんな議事録を読まさせていただきました。

特に驚いたのは、非常に長い、また重い歴史を感じました。建てられた当初というのは昭和28年から33年、私は昭和40年生まれですので、

当然生まれてないときからの長いそんな歴史があるのかなというふうに非常に思われました。この問題については、過去にも何度もこの議会で取り上げられてますし、当然非常にそういう歴史的なものがあると思われまますので、私の場合、質問というよりも本当に教えていただこうというような、そんな気持ちでちょっと質問をさせていただきます。ただし、少々住民の皆さんのように偏るような、そんな感じになるかもしれませんけども、それはお許し願いたいと思います。

そして、いろいろ調べさしていただきまして、勉強もさしていただいたんですけども、質は全然違うんですけども、1つ非常に感じたことは、ついこの間ですけども、全然場所が違うんですけども、国と市というふうになってしまいますけども、質は違うんですけども、例のハンセン病をちょっと思い出すような、そんな思いもいたしました。

あれについては、御存じのとおり最後の最後に総理が大きな決断をされまして、そして国が控訴しないということで一気に和解へ向かった、ほんとに国民ももう手を挙げて喜んだ事例だったと思うんですけども、やはりこういう裁判につきましては、当然弱者側と強者側とあると思うんですけども、やはりその辺も配慮しながら、大変大きな、特に市長におきましては政治決断がまた迫られるような、そんな気が私自身もいたします。

そんな中で、昨日もこの問題に対してやりとりがされてたんですけども、1つ確認させていただきたいんですけども、当然市長としてはこういう行政と、それと住民の間の裁判というのは多分本意ではないと思うんですけども、昨日もそういうようなお話があったと思うんですけども、再度ちょっと確認の意味でそれをお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） それはそのとおりだと思います。

議長（奥和田好吉君） 竹田君。

2番（竹田光良君） また、きのうのいろいろなやりとりの中で、現実この9月の28日は勝訴か敗訴かということで、いよいよ白黒がはっきりしてくるのではないかと思います。どなたの質問かち

よっと忘れましたが、例えばというような条件つきで、勝訴の場合はその判決と判決理由の中身を確認して、それから所管の委員会の方に報告いたしますというような、そんなお答えがあったと思うんですけども。当然、反対の場合もあるかもしれません。この時期ですので、非常にお話はしにくいと思うんですけども、その場合についてもやっぱり当然準備なり今されてるのかどうかです。ちょっとその辺お聞きしたいんですが。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 裁判結果の報告については、勝訴であろうと敗訴であろうと、裁判の結果が出た中で所管の委員会、協議会の方に御報告をさせていただくということで、既に日程等の調整もお願いしてるところでございます。

それから、あとの進め方については、一審ですから、我々が勝訴する場合と敗訴する場合と、相手方が敗訴する場合、勝訴する場合があると思うんですね。それはお互いにどうするのかというのがあると思いますね。ですから、我々が勝訴すればそれはそれでいいんかもわかりませんが、敗訴した場合に控訴するのもしないのか。そのことはまた原告側の方にも言えると思います。

ですから、それは2週間以内に判断をしないとイケないということですから、その間に判決内容も十分見た上で、所管の協議会にも報告をさせていただいて決定をしたいというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） 竹田君。

2番（竹田光良君） 日本は三審制を使っておりますので、もし敗訴となれば、当然控訴というふうになろうと思うんですけども、勝訴でしたら別として、もし敗訴となりますと、当然控訴する場合にはまたその次の裁判費用というのがかかってくると思います。そうなる、当然我々議会もそこで1つの答えを出していかなければならないという、またそういう選択にもなるかというふうに思うわけです。

これは1つお聞きしたいことなんですけども、市長はかつて、この問題については私の在任中に決着するというようなことをおっしゃったというようなことをお聞きいたしました。当然、向井市



長のことですからそういうふうな決意を持って臨んでおられるんだというふうに思うんですけども、そうなりますと、来年の5月の市長選が迫っているわけです。ですから、今回の9月28日の判決というのが非常に大きな重要なところに来るんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺、その発言については恐らく市長はそういうふうな決意で臨まれてやられると思うんですけども、そうなるこの9月の28日の判決が非常に重要になると思います。

そんな中で、なかなかしゃべりにくいと思うんですけども、お話しにくいかなと思うんですけども、その辺についてちょっとお伺いしたいと思うんですけども。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私が就任してからも、これに限らずずっと長い歴史の中で問題解決ができていない部分がたくさんございました。それはできるだけ解決をしていってございまして、済生会もその1つだというふうに思いますが、そういうものはたくさんございます。この住宅問題もそうであります。ですから、常にできるだけ早く解決をしたいという気持ちは持っております。

今回、残念ながら裁判ということでございまして、1つの判決が出るわけでございますから、その判決そのものもありますし、その判決の要旨ですね、内容、これらも十分見させていただいた上で、どういう形で解決の方向に行くかということについては我々も考えていきたいというふうに思いますし、当然所管の委員会にも報告をさせていただきますので、さまざまな御意見もちょうだいしたいと、このように考えております。

議長（奥和田好吉君） 竹田君。

2番（竹田光良君） この辺については余りしつこくお聞きしますと非常に失礼だと思うんですけども、失礼ながら、もしもの場合ですね。今回の結果が出て、敗訴という形になって控訴というような形になって、市長が当然来年の選挙をとらえて、本当に失礼で申しわけないんですけども、もしもの場合があるとすれば、またこれ非常に住民の方がその辺でまたうろろろすることになるでしょうし、非常に悲しまれるのは住民の方だと思う

んですけども、その辺について余りにも失礼なことで、またあれなんですけども、当然その辺を加味しながら本当に早期解決に向けての実現をまたお願いしたいなというふうに思います。

それでは、次に行かせていただきたいと思いません。次は行政サービスの方に進ませていただきたいと思いません。議長、あと何分でございますでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 11時4分まで。

2番（竹田光良君） 自動給茶機についてはわかりました。おしぼりについては済みません。2つ続いてあれしてしまったというふうに思います。

実は行政サービスということで、確かに吸煙機であるとか、また自動給茶機とか、非常に小さなことだと思う部分もあるんですけども、でもやっぱりそういうところが私非常に大事だと思ってます。おかげさまで議員にならしていただいて、いろんな市民の方とお話をさせていただくんですけども、いまだになんですけども、職員の対応であるとか、そういったことをぱっと言われるときも私もあります、正直。例えば、ある方なんですけども、電話でお聞きしたときに非常に対応がよかったと、非常にいい対応をしていただいたと。ところが、現実その次の日に庁舎を訪れたときに、今度は違う人が対応してくださったら、もうほんとに何を言うてるかわからへんと。一体言いたいことだけ言って終わってしまったとか、そんな話も聞いたりいたします。別に私自身には構わないんですけども、あいさつさしてもらったときも、何か考えられてるんか知りませんが、ずっと行かれる職員さんも現実にいると思うんですね。

そんな中で、私がやっぱりこういうふうな行政サービスということで一番言いたかったのは、やっぱりそういった1つ1つのあいさつであるとか、対応であるとか、態度であるとか、ほんとにお金もかからない、どこかの企業じゃないんですけども、最高の行政サービスじゃないかなというふうに日ごろ思っております。笑顔でお迎えして、そしてやっぱり逆にあそこの庁舎へ行けば、泉南市の市役所へ行けばほんとに元気になるなというような、やっぱりそういうふうなものをまたお願いしたいなというふうに思いますんで、これは意

見にかえさしていただきたいと思います。

最後に、関空問題ですけども、関空の方がこの9月4日で開港7年がたちました。現在、この間もやはり台風で北のルートというか、連絡橋が走れなくなったり、また思わぬ道路のところで浸水をしてしまうというような、そんな事例があったんですけども、なかなか正直あそこについては、以前にもたしかそういうことがあったんじゃないかなと思うんですけども、なかなか改善をされていないのかなというふうに思います。

そんな中から、今いろんな調査をされながら南ルートについて調査されてるわけなんですけども、まだほんとに具体的に何も決まってないと思うんですけども、例えばこの南ルートについて、目標というものもなかなか難しいと思うんですけども、いつぐらいまでに本来目指して——目指すものもないかもしれませんが、まだまだほんとに調査の段階ですので、そんな段階ではないと思うんですけども、もしいつぐらいまでにしたいというのがあればちょっとお聞かせ願いたいと思います。議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 竹田議員さんの目標のことですけども、現実にはいつまでという年度は決まっておりますけれども、今泉南市の方でも、この南ルートについては前市長時代から活発にその設置について運動してるという状況でございますし、大阪府と市でも以前にそういう南ルートに対する調査もしたことがございます。

昨年からは、国を含めた中で六者よっての共同調査をしてきて、当然代替ルートが必要だということについては認知されつつあります。そして、今年度の補正予算にも計上させていただいておりますけども、引き続きそういう調査をして、熟度を高めていくという考え方で調査をいたしておりますので、それが当然将来的には必要性のところまで進んでいくというふうに我々は考えておりますし、その辺の運動もこれからもどんどん展開していくという考え方で進めたいというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） 竹田君。

2番（竹田光良君） 当然、そういう時期とか明言されないと思うんですけども、ちょっとお話

の中で今の連絡橋を国の方へ買い取ってもらおうというようなお話もあったと思うんで質問させていただいたんで、私もやっぱりそれは実は賛成でして、それだけでなく関空島自身も、要は島とつくものを1民間会社が所有するというのは、ほんとはどうなのかなというふうなものも考えたりもいたします。

もう恐らく時間がないと思いますのであれだと思っておりますけども、やっぱり関空ができていような問題がありましたし、メリット、デメリットもあったと思うんですけども、そんな中でやっぱり関空が完成して、この7年間で当然一時はこの泉州地域の雇用というものが上がったりもいたしましたし、本当に国際空港ということで泉南市が新たなそういうふうな国際化に向けて大きく発展した部分も当然あると思います。

そんな中で、新たな関空とこちらの対岸の各市がどういうふうなつき合い方をしていくかというのは、これから非常に大事だと思いますし、新たな展開を見せているんじゃないかなというふうに思います。その辺をしっかりとまた考えながら、この21世紀に向かっていかなければいけないんじゃないかなというふうに思います。

もう時間がないと思いますんで、またこの辺ゆっくり質問させていただきたいと思います。私はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（奥和田好吉君） 以上で竹田議員の質問を終結いたします。

次に、4番 大森和夫君の質問を許可いたします。大森君。

4番（大森和夫君） 日本共産党の大森和夫でございます。2001年第3回定例議会におきまして一般質問を行います。

今、小泉不況が進み、株価の安値、戦後最悪の失業率や大型倒産など、景気の回復の兆しも見えず、市民生活は大変な状況に追い込まれております。国でも市でも、市民生活を応援する予算に変えていかなければなりません。泉南市政もむだな予算を削り、財政難を市民に押しつけることがないようにしなければなりません。市民の皆さんと協力、共同し、理事者の皆さんと力を合わせて、

住んでよかったと思える泉南市をつくるために取り組んでいく決意であります。

質問の大綱第1は、財政問題についてお聞きいたします。

泉南市の徴税率は府下最低であり、市の財政の根幹を脅かす大きな問題となっています。そこで3点についてお聞かせ願います。

市税の滞納問題であります。滞納の半分の10億円以上を占める高額滞納者への対策は、厳しく求められています。高額滞納者と市長のかかわりが新聞紙上ににぎわし、牧野公園用地の購入に関しても議会内外で論議されているところであります。

質問その1、徴収率向上への対策、その2として高額滞納者対策をお示しく下さい。その3として、平成12年度は4億円にも上る不納欠損があり、市の財政に大きな負担と市民に納税意欲を失わせています。そこで、不納欠損の対策についてお聞きいたします。1,000万円以上の高額の不納欠損への対策について、また時効による不納欠損は、行政の努力で根絶しなければならないと考えますが、見解をお聞かせください。

大綱の2番目は、空港問題についてお聞きいたします。

関空会社の経営状態、りんくうタウンの状況は、いずれも破綻と言っても言い過ぎない状況にありますが、市に与える影響をどのように考えておられますか。また、関空の陸上ルートが拡大されるということですが、関空建設の理念を踏みにじる行為について市の見解をお示しく下さい。南ルートを含む関西国際周辺ネットワークの調査によると、現時点では将来も含め南ルート連絡橋の必要性はないのではないのでしょうか。市の見解と展望をお聞かせください。

3番目、学校施設の問題についてお聞きいたします。

各学校から学校施設の老朽化などにより危険箇所、雨漏り、トイレの改善など切実な要望が出されていますが、市の対応についてお聞かせください。また、12年度から行われている学校施設の耐震予備診断の結果を公表すべきであると考えますが、市の見解をお教えください。

大綱4番目は、暮らしの問題です。

第1に、新家の悪臭が解決していない現状について、市の対策をお聞かせください。

2つ目は、違法建築を行っている業者が市の規格葬儀に指定されている問題です。この業者は、駐車場の問題などでも市民からの苦情が出てきます。このような業者に対し、市がお墨つきを与えるようなことが許されるのでしょうか、市の見解をお聞かせください。

理事者におかれましては、簡潔で明快な答弁をお願いいたします。また、前の質問者と重なる部分は、できるだけ簡潔に省略して答弁をお願いいたします。時間のある限り自席において再質問させていただきます。よろしくをお願いいたします。議長（奥和田好吉君） ただいまの大森議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 私の方から、空港問題のうちの南ルートと、それから陸上飛行ルートの問題について御答弁を申し上げます。

まず、南ルートについてでございますけども、これはさきの質問者にもありましたように、現在の連絡橋、つまり北ルートについては特に気象に影響されやすい構造というふうになっておりまして、絶えず機能停止の不安定な要因を抱えておるわけでございます。また、添架されております上水道とかガス、電気などのライフラインについても心配な点があるということでございます。

さらに、交通関係の環境問題を考えた場合、できるだけ交通量を分散化した方がいい、あるいは地域間の相互連携を支援する交通軸の形成、あるいは国際空港と一体となった広域交通体系の充実等を図る必要があるというふうに思っておりまして、さまざまなことを考えますと、南ルートの必要性というものは大きなものがあるというふうに考えております。

昨年、御承知のように初めて国を含む府県、それから関係市等が一体となりまして共同調査を行いまして、報告書をまとめたところでございます。今年度につきましても、国土交通省の航空局並びに道路局からの調査に対しまして、大阪府、それから和歌山県、泉南市、和歌山市、関空会社と一緒にになりまして共同調査を行うということになっ

ております。その関係予算を本議会の補正予算に上げさせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

また、一方では昨年7月27日に大阪側と和歌山側の自治体5市8町によりまして関西国際空港連絡南ルート等早期実現期成会を設立いたしまして要望活動を行っております。これは、南ルートはもちろんでございますが、阪神高速道路の湾岸線や第二阪和の延伸、あるいは紀の川沿いに入っ  
てまいります京奈和自動車道の早期完成、紀淡海峡を結びます紀淡連絡道路の早期実現等を要望しているところでございます。

また、もう1つは阪神・淡路大震災の教訓から、あのときは関西国際空港が大変大きな役割を果たしたわけございまして、防災拠点としての役割を果たし、空からの物資供給、あるいはヘリコプターとのコンビネーションによりまして被災地に救援活動をしたということは記憶に新しいというふうに思いますけれども、そういう視点からも関空連絡ルートのアクセスの充実ということが考えられております。いずれにいたしましても、今年度も引き続き調査をいたしていくわけでございますので、できるだけ熟度を高めてまいりたいと考えております。

それから、陸上飛行ルートの問題でございますけれども、この問題につきましては、一昨年の12月3日から導入されてるわけでございますが、当時としては新飛行経路導入に当たりましては、環境面の特別な配慮の誠実かつ確実な履行を国が確約したことを受けまして、地元9市4町、本市を含めましてすべてが受け入れまして、新ルートを容認したという経緯がございます。

その後開催の飛行経路問題にかかわる協議会――五者協と呼んでおりますが、そこで騒音測定、あるいは高度、経路の観測結果、また苦情の件数、処理結果などが逐一報告されてまいりました。その中では、約2年弱経過したわけでございますけれども、高度については当初8,000フィート以上飛行するというものが、現実にはほとんど1万フィート以上で飛行しているということと、飛行経路の逸脱についてはほとんどないという調査結果が出ておりますので、それらを受けまして報告を

いただいたところでございます。

そして、今回去る8月24日にその五者協が開催されました会議でそれらの報告がなされたのと、それから今回飛行経路の一部変更が国から提案されました。これにつきましては、1つは航空交通容量の拡大に向けた飛行経路の整理をするということでございます。2つ目には、航空シャトル便の利用者利便性の向上のためということでございます。

今回の変更案をそれぞれ方面別の合計便数で見ますと、当初の飛行経路導入時、あるいは現在と比較してほとんど変わらないものでありまして、また新飛行経路が導入してから2年半、十分な飛行高度が確保されていることや、航空機騒音も低いレベルで推移しているということをお案いたしましたして、そして特に今回は振り分けをいたしまして、羽田 - 関空便を河和ルートに乗せるということによって約10分の時間短縮になるということ。これによってシャトル便の利用者がふえ、関空の活性化が図られるということもございまして、地元9市4町、市長、町長から異議もなく了承されたところでございます。

今後とも飛行経路問題につきましては、地元と共存共栄するという空港づくりという観点から、環境面の特別な配慮が確実に履行されますように適切に対処してまいりたいと考えております。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 空港問題の関係でりんくうタウンの関係についてお答えをさせていただきたいと思っております。

りんくうタウンの現状についてでございますけれども、まちづくりあるいは産業振興の観点から、さらには財政の視点からも極めて遺憾ございまして、その活性化に向けて全力を傾注すべきでありまして、市政上の最重要課題の1つであるというふうに考えております。

ところで、りんくうタウンにつきましてはバブル経済時に計画をされたこともございまして、その経済崩壊後、分譲用地の売れ行き不振等のために会計収支は悪化いたしております。

このような状況下、大阪府は専門家で構成されるりんくうタウン活用方策検討委員会を設置いた

しまして、その成果である提言に事業の見直しをあわせて、このほどりんくうタウンの活用方針と事業計画の見直し(案)を取りまとめました。サブテーマとして、新たな成長と発展のための再出発宣言と命名し、今後大阪府の最大級の資産でありますりんくうタウンに産業集積を図り、大阪府南部、臨空都市圏における新都市の形成を目指すとしております。また、地域計画としての連携で地域との一体的なまちづくりを推進するとし、産業集積のためには分譲価格の再設定や企業誘致、営業戦略を立てるとともに、りんくうタウン誘致推進本部を設置してマンパワーを集中し、戦略の推進を図ることとしております。

本市としても、大阪府と従前以上に連携を強化し、りんくう南浜における産業集積と活性化が進展するよう努めてまいりたいというふうに考えております。

それと、空港の関係の影響ということでございますけれども、2期につきましては、土地のみで我々としては一応積算等をしておりますので、2期についての泉南市側での事業費の削減等はないというふうに考えております。

以上でございます。

議長(奥和田好吉君) 谷総務部長。

総務部長(谷 純一君) 大森議員御質問の財政問題の市税について御答弁申し上げます。

質問につきましては、3点あったかと思えます。まず、1点目の高額滞納者対策についてであります。本年8月1日現在で500万円以上の滞納者が66件、うち1,000万円以上が30件となっております。これらの滞納案件につきましては、本市の処分が私債権に優先しているものについては、公売も辞さない対応で納税を促しているところであります。以前より答弁いたしておりました2件につきましても、公売通知送付後分納に応じるなど一定の前進を見つあります。

いずれにいたしましても、これら66件で滞納総額の大半を占めていることは事実でありますので、今後も法の許す範囲であらゆる角度から財産等の再調査を行う中で税収確保の道筋をつけてまいりたいと考えています。

2点目の1,000万円以上の高額滞納者の不納

欠損対策についてであります。平成12年度で6件ございまして、総額で2億9,700万円となっており、競売の無配当が1件、財産調査によるものが5件となっております。

財産調査のうち、本市の処分が他の私債権に劣後し、仮に優先する抵当権者が競売を実施しても配当が全く見込めないもの、また法人にあっては、私債権に劣後し、なおかつ営業活動が停止しているものなどがあります。また、平成12年度の特異なものとして不動産の所有権移転登記訴訟で全面敗訴し、かつ本人が死亡、相続人にも財産がなく、やむなく欠損に至ったものもございまして。基本的には、滞納額の大小にかかわらず国税や府税及び裁判所の事件記録を閲覧するとともに、商業登記を確認し、本支店の所在市町村への財産調査を実施し、最終判断を行っていきたいと考えております。

今後も引き続き調査を実施する中で精査をし、時効中断の努力を行いますが、欠損に該当すると判断されるものにつきましては欠損処理をまいりたいと、このように考えております。

次に、時効による不納欠損についてでございます。平成12年度決算においても218件、約1,000万円程度あります。ほとんどが少額の事案であり、大半が処分をする財産がないものとなっております。対応策としまして、現在泉南市内を6ブロックに分割し、それぞれ担当者を張りつけ、定期的な応答を繰り返し行っており、分納誓約を取りつけるなど一定改善が見られており、今後はより一層分納の履行状況の確認など点検を強化し、時効の発生を防止していきたいと考えております。

次に、3点目の徴収率のアップ対策についてあります。平成12年度におきまして4年ぶりに現年の徴収率が95%を超え、全体の徴収率も対前年比0.05%のマイナスと小幅なものとなっております。

本市の低率の要因となっております市税調定に占める滞納繰越分が15%を超える状況ではかなり苦しいものがあり、いかに現年分を滞納分とさせないかが重要なポイントとなりますので、その対策といたしまして、年間スケジュールを策定す

る際に2カ月の現年分徴収強化月間を設け、新たな滞納発生を最小限にとどめる中で徴収率の改善に最善の努力をいたしたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 教育問題で学校施設についてを御答弁申し上げます。

教育環境整備の充実を図るため、可能な限り施設の改善に努めてまいっておりますが、各施設とも20数年経過しており、経年劣化が進んでおります。施設整備につきましては、現在緊急性、危険性のあるものから優先的に実施いたしております。現在、各学校園よりの修繕要望を受けまして、担当課におきまして維持管理業務と修繕業務に分けて、担当者が学校現場に向いて現場の把握をし、課内精査をし、事業効果面においてまとめて実施した方が効果的なものは、補修改修で事業化に当たっております。

また、大規模改修を計画的に実施すべく、耐震診断につきましては、平成12年度より耐震予備診断を小学校11校で実施してまいっております。13年度につきましては、中学校4校の耐震予備診断を実施してまいっております。

今回実施しました耐震予備診断につきましては、建築物の一生レベルでの考えを持って社会的財産としてどのようにしていくのかを考える1つの要因としてとらえまして、建築物の保全と、あわせて合理的な判定を下して効果的な改築、修繕に早急に着手できるようつなげていきたいと考えております。教育委員会といたしまして、現在その取りまとめをして調査検討しているところであります。

今後とも、将来ある子供たちのために施設の整備充実に努めるとともに、安全でゆとりと潤いのある教育環境づくりの推進に努めてまいりたいと存じます。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 大森議員の御質問のうちのまちづくりにつきまして御答弁を申し上げます。

答弁につきましては、先ほどの議員さんとも重

複しますので、一定部分は省略をしまいたいと思いますので、よろしく願います。

改善計画を現在実施しております。その改善計画の終了後、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、若干遅延をして、10月になるんじゃないかというふうに聞いております。この改善計画が完了しましてから、市としましては臭気の測定を実施し、その結果、その数値も通知しまして、正常な管理をするように強く指導を申し入れるということで考えております。

もう1点の違法建築の件で、規格葬儀の葬儀業者さんという件でございます。これにつきましては所管の委員会、協議会の方で建築物が違法ではないかと、このような御指摘をちょうだいしまして、すぐに所管の事業部の方にその状況と経過を聞いたという次第でございます。

それで、府の監察室の方からこの指導を実施していると。今後も引き続き指導はするというふうなことを聞いてございます。我々として、ただこの規格葬儀の方に参加、協力を申し上げました。といいますのは、やはりこの建築物のことで、それから営業というんですか、事業とは別なものかと判断し、また市として業者さんの方に許可とか認可とかするような一定の特権ではないというふうな考え方で、業者さんの方に協力を要請したというふうな内容でございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 大森君。

4番（大森和夫君） まず、財政問題からお聞きしますけども、1,000万を超える滞納が30件だということですけども、12年ですかね、前は27件でしたよね。これが30件にふえてると。そのうち2件は不納欠損で落としてますよね。新たに5件ふえたということになるんですかね。そのことをちょっとお聞きしたいんですね。これ、1,000万以上の高額滞納者の問題、ずうっと論議になって、厳しい姿勢を求められて、なおかつ不納欠損、他市では見られない高額不納欠損を落としてる上に、これ何でこんなにまたふえてくるのか、その背景を教えてくださいたいと思います。

それから、ちなみに泉南市での一番最高の滞納額は幾らあって、この方がふえてんのか減ってん

のか、滞納額がね。市の場合、やっぱり固定資産税が大きな赤字の原因、滞納の原因にあると思うんですけども、固定資産税は毎年毎年加算されていきますからね、これはなかなか減るのは難しいと思うんですよ。そういう点でまた厳しい対応が求められると思うので、ちなみに泉南市での最高滞納額は幾らあって、この方の返済状況はどのようになっているのか、どんな対策をとられてるのか、お聞かせください。

議長（奥和田好吉君） 東納税課長。

総務部納税課長（東 三郎君） それでは御答弁申し上げます。

御指摘のとおり、平成11年度末で1,000万円以上の滞納者が27件でございました。そのうち平成12年度で不納欠損さしていただきました分を差し引きまして、平成12年度中に発生したものと合計をしますと、8月1日現在で30件、1,000万円以上があるということでございます。ちなみに、最高額でございますけども、額は1億以上ございまして、毎月確実に100万単位の納税をいただいておりますので、確実に減少してきているということを申し上げておきたいと思えます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 大森君。

4番（大森和夫君） 毎月に100万減少ということで、そしたら何年後ぐらいにはこの方の滞納が消える予定になってるんですか。そら、100万ずつとして1,200万ですから結構な額だと思うんですけども、何年後なくなる予定になってるのか。これ、やっぱり早く解決していく問題がありますよね。市の財政状況を見ますと、ここ3～4年一番大変な状況になってきますのでね。やっぱりそういう展望を示さないのだめだと思うので、その辺何年後に解消する予定ですか、今答えられた一番最高額の方。

議長（奥和田好吉君） 東納税課長。

総務部納税課長（東 三郎君） 何年後に追いつくかという御質問でございますけども、現在そのまま推移をしますと10年はかかるのではないかと、いうふうに考えております。

ただ、今現在の滞納額に現年分がそれぞれ上乘

せされてまいります。それをかなり上回る額を納付していただいている関係上、10年では今のままでは終わらないというふうに我々は考えております。できるだけ早期に完納していただきますように交渉は継続をさせていただいておりますけども、今のところ今分納していただいている額に上乘せしてという話にはなかなか前へ進みませんので、現状を何とか維持して減少をさせていくというのが我々の今の方針でございます。

議長（奥和田好吉君） 大森君。

4番（大森和夫君） 1億円以上というと大変な額ですよ。20億円の滞納があって、高額滞納者10億と、その1割をこの方1人で占めてるわけですね。この方に対するやっぱり厳しい姿勢というのは、全体の市の滞納対策の原点になると思うんですね。

その点でお聞きしますけども、ほんとにこの不景気で、今おっしゃった方に、谷さんがお答えになったように、不納欠損も落とさなあかん状況が出てくる。この不景気を考えますと、そういう方がたくさん出てくると思うんですけども、例えばこの方に、1億円という最高額の方には分納誓約きっちり取っておられるのか、それともまたそういう分納してる場合でも、先付小切手とかそういうのをとって、きっちりした入ってくるという確証、間違いのない確証があるのか、それから差し押さえ等もされてるのか、その点についてお聞かせください。

議長（奥和田好吉君） 東納税課長。

総務部納税課長（東 三郎君） お答え申し上げます。

分納誓約はきっちりいただいておりますので、納付方法につきましては、1年分先付小切手でいただいております。そういう分納誓約がきっちり履行されている現状では、不動産などを差し押さえ処分するというのは信義に反すると我々は考えておりますので、その点からも今のまま分納が履行されている限り、我々といたしましては現状を維持していきたいというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） 大森君。

4番（大森和夫君） 先ほど言いましたような担保といえますか、差し押さえ等してないというこ

とで、これは信義の問題ということなので、その辺のところはまた今度僕たちも勉強させていただきまして取り組んでいきたいと思うんです。

ただ、ほんまに府下最悪のこういう徴税率をいかにして解決していくかということでは、ちょっと壇上でもお話しさしてもらいましたように、幾つか市長とのかかわり合いなんかも指摘されました。

一番大事なことは、やっぱり毎日新聞の報道などあったときに市長がお答えになったように、納税に関しては手心を加えた覚えがないとか、そういうことで厳しい姿勢で取り組んでいくということが市民に伝わるのが大事だと思うんです。

そこで、市長のこういう高額滞納者がふえてる状況、滞納額がふえてる状況に対してどういう姿勢で取り組んでいかれるおつもりか、その点お聞かせください。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 税問題は、どなたであれ厳正に対応していくのは当然でございます。それから、従前からありました税徴収検討委員会ですね、これを今回改組いたしまして、収税対策推進本部という本部制にいたしまして、従来は担当助役が検討委員会の会長ということでございましたけども、今度は本部制にしまして、一応私を本部長として、それぞれ担当助役も含めてこの推移を検討しながら、徴収対策を向上させていくという方向にいたしました。これはごく最近そういうふうに改組いたしましたので、これからそれを動かしていきたいというふうに思っております。

それと、税担当職員も非常に頑張っていると思います。最近、特に13年度、こういう厳しい状況ではございますけども、現時点では前年度を若干上回る徴収率向上が図られてるということでございまして、特に現年については相当頑張って徴収もしておるわけでございます、これが本当に歳入の根幹でございますので、ぜひ向上できるように全庁挙げて取り組むと、こういう姿勢で取り組んでおります。

議長（奥和田好吉君） 大森君。

4番（大森和夫君） こういう問題は、プライバシーの問題などもありますけども、やっぱり全庁

挙げた議論、それから議会も含めたオープンな議論というのが大事だと思います。その都度、どのような形で滞納対策がうまいこといってるか、履行されてるかという検証も必要だと思います。

そこでお聞きしますけども、牧野公園の用地を買いましたときに、市の財政を滞納されてる方、この方の分納してるからということで売買にかかわっての税金を特別求めてないというお話で、その理由を聞きますと、それで商売がうまいこといっていただければええということだったんですけども、この方はそれ以後滞納額はずっと減っているのか、ふえていっているのか、その点についてお聞かせください。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほどの答弁で今回改組いたしました名称がちょっと違っておりましたので訂正させていただきたいと思っております。泉南市市税収納対策推進委員会ということで、私が委員長、それから副委員長が税務を所管する助役、それから委員は助役、収入役、市長公室長、総務部長、財政課長、課税課長で、その他重要案件の処理に当たっては関係職員の出席を求めるということになっておまして、今月9月10日に改組したものでございます。訂正をさせていただきます。

議長（奥和田好吉君） 東納税課長。

総務部納税課長（東 三郎君） 牧野公園に係ります問題でございますけども、確実に減少いたしているということだけ申し上げておきます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 大森君。

4番（大森和夫君） 続きまして、悪臭問題について質問いたしますけども、市長、8月末に踊山で悪臭の問題の住民集会を開きまして、大阪府の方も来られて、グリーン産業さんもお越しになって、対策について報告されました。

ここではやっぱり市に対してもうちょっと——もうちょっとというか、悪臭対策を先頭に立って頑張ってほしいという意見が出されているんですね。結局、いろんな悪臭の対策をとられましたけども、期限の約束が守られないと。やっぱり一番グリーン産業さんに対して厳しく指導できるのは、大阪府であると。



特に、大阪府が営業許可の認定を持っているので、ここが厳しく動くと悪臭対策も進むというような形になって、泉南市の方ではなかなか指導しにくいということで、私、市長にも何度も市民の声を聞いて何とか府に交渉していただきたいということもお願いしたんですけども、どうでしょう市長、今の前任者の質問にもありましたけども、これが7割から8割が解決するという計画が延びていってる。8月ということが延びていってる。それ以前にも何度も延びていって、ここでほんとにきっちりしてもらおうように業者の方には願います。

また、府に対してはその厳しい指導をするということが大事だと思うんですけども、市長の方で例えば府の方に要望書を文書としてきっちり出させていただき、それから公害対策、公対審を開いてもらう。この2点をぜひやっていただかないと、悪臭はそのグリーン産業が今の計画どおりしても7割か8割悪臭は残ると言われてます。

それで、今も焦げたにおいなどの話がありましたけども、焦げたにおいなどは以前の改善計画の中で解決してる問題なんです。それがまだ残ってるということで、まだまだ厳しい目で見ていかなあかんということがあるので、計画書が出たからオーケーではないんです。そういう意味でいうと、市長の方からの今言いましたような府に対する要望書、それから公対審を開くこと、この2点をぜひ提案したいんですけども、市長の御見解をお聞かせください。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 悪臭問題のことですけれども、これはことし1月に臭気測定をしたときに、泉南市側、泉佐野市側をやったわけですが、泉南市側については規制値内であったということでございます。泉佐野市の一部でオーバーをしたということがありまして、改善計画の提出を求めたのは泉佐野市ということになってます。

我々の方は、要するに相手方に対しましては、引き続き悪臭防止対策について施設の適正な維持管理を実施されたいということをお願いしております。それに基づいて、泉佐野市、

大阪府と一緒にしまして泉南市も改善をさせているところがございます。工事そのものはかなり進んでおると。ただ、若干おくれてるという部分はありますけれども、内容については履行していったというふうに思っております。

常に泉佐野市とは連携をとっております。事務方は事務方でやっていただいておりますし、私と泉佐野市長につきましても定期的にお会いし、またその経過なりをお互いに情報交換しながらやっております。ですから、今9月半ば過ぎでございますけれども、ちょっとおくれておりますが、来月にはほぼ終わるということでございますから、その結果、臭気測定をして、その効果なり、あるいはその規制値に対してどういう値になっているのかということを確認した上で次の対策を考えていきたいというふうに考えております。

大阪府には、従前から幹部職員にもお願いをしておりますし、今回大阪府担当の職員の方は、前任者に比べまして非常に積極的に対応していただいておりますので、今後とも三者連携を図りながらその対策の完遂を目指していきたいというふうに考えております。

それから、公対審の話も出ましたけども、これについてはそういう規制値なり何なりをオーバーしたり、そういうことになった場合の対策等、例えば市がそういう改善計画を求めるとか、そういうときになった場合には御意見を聞きたいというふうに思いますが、今の時点ではもう一度できたときに臭気測定をして、その結果を見て考えたいというふうに思っております。

議長（奥和田好吉君） 大森君。

4番（大森和夫君） そういう市長の姿勢がやっぱり悪臭問題を長引かしてると思うんですよ。これ、何度も何度も改善計画出してきて、その都度一定の改善は進んでますけども、根絶しないんです。約束もこれで2年以上待たされてるわけです。2回目の改善計画ですわ。そやから、そこはもっと厳しく、住民がどんだけ苦しんでるんか、ちょっと市長の耳にも入っておられるはずなのに、もう少し僕は厳しい体制が必要じゃないかと思いません。

泉佐野市側のおいが悪臭防止法の範囲を超えてたということですが、泉佐野側のおいは泉佐野側だけに流れてると違うんですよ。泉南市に流れて、泉南市民が苦しんでるわけですよ。それで、たまたま本社が泉佐野市にあるからいろんな対策は泉佐野市に出してると。泉南市はなかなかそれが及ばないと。だからこそ市長にお願いしてるんですよ。公対審も開いてやってください、府にも厳しく申し入れしてくださいと、所管の市じゃないからお願いしてるんですよ。

それから、泉南市の方にはおいしませんでした。これは住民さんの運動の成果で、泉南市側には脱臭装置をつけたから、においはしないようになったんですよ。そやけど、さっき竹田議員がおっしゃったように、焦げたにおい、鶏ふんのにおい、このにおいがまだしてるわけですよ。これは泉南市側でつけた脱臭装置で解消するはずのにおいがまだ出てるんですよ。ですから、まだまだ取り組んでいかなあかん問題がたくさんあるんですよ。改善の見通しはまだまだ立ってないんですよ。そういう意味で市長ね、もっと積極的に市民の声にこたえる必要があると違いますか。

その8月の月末の集会の中では、市長さんは8年前に来て、悪臭問題解決してくれると答えてくれたと。そやのに進んでないという、こういう厳しいというか、市長に対する御要望もあったんですよ。ですから、もう一度お答えしていただきたいんですけどもね。悪臭ということは公対審の中での大きな問題になってますしね、決算委員会でもこの公対審の予算がゼロになると、泉南市は公害がないんかと、新家の悪臭問題があるのに何で公対審を開かれへんねやと、泉南市には公害はないんかと、そんなふうに言われて質問される方もいらっしやいましたよ。

歴然とした悪臭問題、公害問題があるんですから、公対審を開いていただくことと、市には権限がないんですから、その意味でもやっぱり市長が先頭になって府に申し入れしていただく、それぐらい厳しい姿勢を見せていただきたいんです。その点もう一度お答えください。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 府には厳しく申し上げてお

ります。それで動いていただいてるわけございまして、かなり強力な指導を今回を含めていただいております。改善も確かに一部遅延してる部分もあるんですが、ごらんいただいているというふうに思いますが、相当企業者の方も努力をされてるのも事実でございますから、これは一定の改善計画にのっとったものができた時点で再度測定をして、それによって判断していきたいと、このように考えております。

議長（奥和田好吉君） 大森君。

4番（大森和夫君） 悪臭の問題の解決に努力してるのは住民ですよ。地元の住民さんが一生懸命、一生懸命になって、今竹田議員の報告にありましたように、毎日の悪臭の結果を報告し、府や市に電話もしてやってるんです。地元の議員を動かして大きな成果を上げてるんですよ。市はどうですか。府の責任やということで、今まで余り積極的な対応なかったでしょう。それで、かわいそうに、市の担当の方は権限がないということでなかなか対応できなかったんですよ。市民も、市に言うてもなかなか進まないから府にも直接交渉に行ったり、そして府の職員、とうとう担当の業者さんも呼んで、業者さんはちゃんと済みませんでしたと、努力しますと謝ってやってくれましたよ。

そこまで進んできた努力というのは市やないですよ。住民の皆さんの努力ですよ。市長に出てるのは、8年前に解決してくれるってここで選挙のときにしてくれたけども——7年前か、進んでないというのが市長に対する要望なんでね、あと最後の締めの部分、やっぱり公対審も開いてもらう、府にも厳しく文書として言うてほしい。これは新家協会の会長さんも文書で言うてるんですよ。ですから、市長も文書で言うて、きっちり回答をもらうと。それぐらいのことでやっていただかないと、悪臭問題は解決しないし、市民の期待にこたえられないと思います。

これ、ちょっとまた後でお答え願いますけども、あと暮らしの問題でもう1個、葬式の問題がありましたけども、事業部の方は府と連携してこの問題を解決していきたいと、違法建築の問題ね。府と連携するのに何で事業部と市民生活部と一緒に連携できないかと思いますよ。横の関係がどない

なってるのかと思いますよ、これ。ばらばらですやんか。1つは違法やと言うて、1つは指定するという事になって、これ横の関係、行革とかいろいろなしてますけども、横の関係、これどうなってますか。助役か市長かちょっとお答え願えますか。

議長（奥和田好吉君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 規格葬儀の件で、横の連携についてのお尋ねでございます。

この件につきましては所管の協議会の方にも御報告をさせていただきましたけれども、当初所管課では低廉で簡素な葬儀を実現してほしいという市民の御期待にこたえるために、他の市町の例も参考にしながら規格葬儀の協力を求め、当初把握しておりました葬祭業者を中心に協議を重ねてきたという経緯がございます。

その段階では、御指摘がございましたように、当初原課におきましては業者の一部に法違反があるという事実を知らないまま協議を続けてきたということございまして、所管の委員会での御指摘を受けた後、改めて事業部との調整に入ったというふうなことで、行政の連携不足というか、情報の疎通がまことに不十分であったというふうに考えております。

今後、この点についてどうするかということでございます。行政改革等の中でも簡素効率的な組織ということをご心掛けておりますけれども、本来もともと縦割り行政の弊害というようなことを言われておまして、本来的には国・府あるいは市へとつながるこれまでの地方自治法のモデルといえますか、例にあるような部のくくり方が一定効率的に機能してきたわけでございますけども、非常に住民のニーズ、それから社会の複雑化、成熟化していく中にありまして、これまでの部のくくり方でいいのかというふうな問題がございます。

これにつきましては、いろんな横割りの組織を考えて、縦割りの弊害を除去するということがございますけれども、特に今回こういう法違反と行政サービスというふうな点についての御指摘がございましたので、今後の機構改革を進めていく中での1つの課題として検討を進めたいというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 大森君。

4番（大森和夫君） けじめとかの問題と違いますよ。壇上で質問しましたように、実際に駐車場が少なく、路上駐車されて困るという問題が起こってるんですよ。それを事業部に言うても、ここは違法建築として認めてないから指導できませんと、そういうきっちりした返事が返ってきてるんですよ。こういう問題どうやって解決しますんですか。市は認知してないから指導できません、そうお答えの施設を何でそんな指定業者に指定しますの。営業の問題はありますよ。だから委員会で言うたように、広報に載せるようなことはどうかと、そういうことも具体的に質問してますやんか。それを今からけじめをつける、今からどうのこうのとかいう問題と違いますよ。

市長ね、やっぱり営業の問題もありますし、そら指定を取り消すとかいうようなことは、そこまでいけるかどうかわかりませんが、ある程度のけじめというのが必要だったと思うんですよ。事業部は違法、市民生活部は市民生活に必要ということで、相反するとか、私は違法の方をもっと優先的にすべきやと思うんですけども、実際に住民の方もあそこの葬儀場を使ってる方がいらっしゃるから、営業中止なんていうわけにはいかないけども、ある程度のけじめというのが必要だと思うんです。その点でちょっと市長のお考えをお聞かせください。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） これは、議論しますと非常に難しい問題でありまして、我々も建築物そのものの一部用途違反ですね。用途違反という問題と営業の問題ですね。これは、皆さんおっしゃるようにけしからんというのはわかるんですけども、我々行政として、それによって営業そのものを束縛したり、排除したりということはできないわけでございます。そういう中で今回の議案ということになったんですけども、これは今大阪府が用途違反ということで勧告をしております。1つはこの推移を見ないといけないというふうに思います。今は勧告ということですが、それ以上いくのかいれないのかですね。その推移を見たいというふうに思います。

それと、広報に載せたということでございますけども、これは市の一定の規格の葬儀をやっているだけの葬儀業者さん、協力いただける業者さん9社ですね、という形で広報をさせていただいております。ですから、その点は確かに連動すべきだという御意見もあるとは思いますが、我々も議論した中では、それはやはりちょっと無理があるということで、今回そういう措置をしたわけでございます。ただ、今後府のその改善勧告なり、こういうことの推移を一方では見守って、それによってまた状況が変われば我々の方も再度検討すべきであると、こういう内部的にきちっと整理をしたところでございます。御理解を賜りたいと存じます。

議長（奥和田好吉君） 大森君。

4番（大森和夫君） 市長のリーダーシップが問われてると思うんですよ。横の関係の連絡もいってない。これ、牧野公園のときも指摘されましたけどもね。だから、別に滞納業者から土地を買ったらあかんというようなことはないけども、事業部の方は全く知らなかったと。財政担当の当時の参与の方は、市長にはその件は言うてたと。市長から事業部長に連絡が行ってなかったと違いますの。

そういう意味でいうと、ここにもきっちりしたけじめというのが大事やと思いますよ。そら、両方とも好きなようにさしとったら、あの地域もう無法地帯になりますからね。府の指導を見守るというけども、3年間何にも変化ないんですよ。

ここもあれでしょう、市長にも持っていったんと違いますが、要望書。水利組合の方もね、改善の。ガードレールを一回壊されたということでね。水利のところのガードレールを壊されたということで要望に行ってるはずですよ。そういう意味でいうたら、もう少し市長のリーダーシップというか、めり張りのきいたことをしないと、せっかくのええ規格葬儀という市長が言われたような市民からの要望もこういうことになってしまうので、その点もうちょっと考えて、リーダーシップを発揮していただきたいと思います。

それから、時間がないのでりんくうタウンの問題をお聞きしますけども、これ南ルート連絡橋で

すわね。これをつくるのに市長は天候によって絶えず危険があるとか言うけど、ほんとにそんなこと思っはるんですか。ライフラインが同じように危険な状況にあるというようなことをおっしゃってるけど、市長の言われるこの関西国際空港周辺地域交通ネットワークに関する調査を見ますと、市長が説明されたリスク評価から見た周辺地域における交通ネットワークの整備のあり方のところを見ますと、ライフラインは安全性が高い、途絶したときには影響が多いとは書いてあるけども、ライフラインは安全性が高いんですよ。

市長が言うような、そんな危険性があってどないしますの、これ。天候によってしょっちゅう機能停止とか言うけど、それだけしょっちゅう天候悪いんですか。とまってるのは電車でしょう。車は動いてるし、震災のときもきっちり機能しとったんでしょ。何をもってそういうことをおっしゃるのかね。何のためにネットワーク調査して、高いお金出してるんですか。もうちょっときっちりしたことをお答えくださいよ。ライフラインはほんとに危ないと思ってるんですか。天候によってしょっちゅう連絡橋とまってるんですか。ほんとにそない思ってるんやったら、前回も質問しましたけども、連絡橋の前にライフラインが危険と、危ない、通行には御注意ください、泉南市長という立て看でも張ったらどうですか。お答えください。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 何をおっしゃってるんですか、あなた。言葉を慎んでください。私が申し上げてるのは、現在の連絡橋が危険とは言っておらないわけでございます。耐震設計も当然されておりますからね。ただし、気象に影響されやすいということと、それから現に機能停止したこともあるわけですから、そういう不安定な要因を抱えているということを申し上げてるわけでございます。

それと、ライフラインについては心配な点があると、こういうことを申し上げてるわけで、それがいつも危ないとか、そういうことを申し上げてるわけでないんで、御答弁させていただいてる点を十分理解をいただきたいというふうに思います。

やはりああいう1つの島ですね。それも非常に

重要な施設がある島については、複数のルートのアクセスというのは、やはり最初から考慮すべきであるというふうには思っております。今回のインチョンも今1つしかできておりません。日本と同じですが、しかし計画は3本ほどきちっと持っております。ですから、本来はそういう形であるべきだというふうに思っております。ですから、我々も別に今の北ルート进行否定するわけではございませんし、あれなんです、やはり代替施設と申しますかね、重要な施設を結ぶものは1つでいいのかということ、いわゆるリダンダンシーの向上ということを1つの目標に掲げてるわけでございます。

議長（奥和田好吉君） 大森君。

4番（大森和夫君） インチョン空港の話も出されましたけども、あそこは面積は関空の2倍ですよ。向こうは大分安いですよね。着機料とか安いです、全然比較の対象にならないと思えます。例えば関空とインチョン空港との関係で申しますと、新聞報道にもありますように取ってかわられると。関空から取ってかわられるんじゃないかと。関西空港がハブ空港として目標に置いてるけども、それはできないと違うかと、インチョン空港があるためにね。そういう報道がされるぐらいな空港ですから、ちょっとそういう比較の対象にはならないと思えます。

それから、市長はライフラインとかおっしゃいますけども、前も言うたように、そういうことで南ルートが必要やという言い方はどうかと思うんです。やっぱり市長は市民の命を守っておられる方から、その立場の方がおっしゃってるんですよ。軽々にライフラインとか、それからそんなことを使って危機感をあおるような形で南ルートの設置を実現していくというようなごり押しみたいな姿勢は、よくないと思えますよ。

だから、いつできるかもはっきりしないような計画になってるんでしょう。何でそういうことを、いつできるかわからないような計画に固執されるんですか。市や国や府の財政状況、関空の状況から考えてみれば、南ルートできるような状況にないと違いませんか。それを命やライフラインやということで、市民の命を預かるもんがそういうこ

とをおっしゃるといのは、私はよくないと思えますけども、その点どうですか。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。時間がありませんので。

市長（向井通彦君） 国の5省庁調査で代替ルートというのは必要だということ位置づけられて——国の5省庁ですよ。それによって昨年初めて国の方が動き出したと。我々も当然働きかけもありましたけれども、そういうことでスタートして、昨年1年目でしたけども、今年度も継続して調査を国が主体になってやるということですから、国も必要なものというふうに認めているというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） 以上で大森君の質問を終結いたします。

午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時04分 休憩

午後1時17分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番 和氣 豊君の質問を許可いたします。和氣君。

19番（和氣 豊君） 日本共産党泉南市会議員団の和氣 豊でございます。大綱4点にわたり質問してまいります。

第1は、介護保険の改善についてであります。

昨年4月からの介護保険の実施による保険料、利用料の新たな負担、ことし1月からの老人医療費の負担増の中で、病院に行く回数を減らした、介護のサービスを半分に抑えている、こういった高齢者の深刻な実態が今泉南市でも出ています。みずからのサービスを切り縮めて耐えている高齢者の実態を行政や市長は御存じでしょうか。

この制度を受け入れる準備段階で、他市にもないわずか2人の貧弱な体制で出発し、高齢者の置かれている実態把握を軽視し、厚生省の示すワークシートをそのまま引き写した結果、泉南市は府下3番目に高い保険料になっています。取り過ぎた保険料とサービス抑制の結果生じた1億1,700万円は当然被保険者に保険料、利用料の軽減など、とり得る手段を駆使してきっちり返還すべきだと思います。国や府からの補助金は、過誤が

ありましたときっちり精算して返している。答弁を求めたいと思います。

第2は、墓地問題についてであります。

6月議会では、計画変更にかかわっての業者選定が論議の焦点になりました。市長は最後に、今の段階では委託の発注方法については決めておりません、指名委員会でも議論をしてみよう、と答われています。27億をかける農業公園の2倍以上の財源を費やす大型の公共事業の計画を最終決定する問題としてあれほど論議になったことなのに、いまだに議会へその後の見直し作業について、とりわけ業者選定の手法はどのようになっているのか一切報告がありません。議会を軽視しているのではありませんか。

次に、地元合意についてであります。これも論議がありました。市長は、行政がつくり上げたものを示して意見をもらうというやり方をしたいきさつがありますが、今回は途中段階でも地元の皆さんにいろいろと意見を賜りたいと答弁されています。6月議会以降、地元の意思の酌み上げをどのようにしてこられたのか、答弁を求めます。

この項の最後になりますが、墓地建設にかかわる財政見直しについてであります。縮小部分、土地の外部処理をしない部分など、具体的にどれだけの費用を減らそうとされているのか。国の補助、とりわけ土取りがなくなったことでのマイナス部分の積算とその見返りを府にどのように求めているのか。7年間に数十億の財源を投入される事業、これだけの事業を抱え込まない今の段階でも、苛烈な福祉、教育など市民サービスの切り捨てが行財政改革の名のもとに日程に上ってきています。一般財源を含め、財源をどう確保するのか、答弁を求めます。

大綱第3は、住宅問題についてであります。

その1は、氏の松住宅初め3住宅の所有権移転登記手続請求訴訟についてです。結審になっていることを踏まえ、幾つかの質問をしてみたいと思います。

市の主張は大きく2点であります。建設大臣の承認が必要だということ。もう1つは、売買予約完結権の時効期間10年が経過しているということを挙げています。この第1の主張が退けられた場合、市は何を根拠に控訴をされるのか。新しい

証拠、証人により別な角度からの立証が可能かどうか。それができるのであれば、一審の中でなぜやらなかったのか。期間は十分あったはずであります。

第2の主張に至っては、事の経過を知る議員として、市がこのようなことを主張していたことは、まさに心外であります。入居者の皆さんは、まさに二重地番の解消など移転登記に必要な手続の完了をひたすら待っていた、これが事実経過ではありませんか。主張するに事欠く、まさにこの言葉がふさわしい市の対応であります。これが退けられても、ここに控訴理由を求めることは断じて許されることではありません。市長は、判決が出てから考えると言われますが、何を根拠に二審を準備されるのですか。さらに言えば、判決は今月の28日、控訴期間は14日、これほど問題になってきた住宅払い下げ問題についての控訴について、議会の意思をいつどのような場で聞かれるのか、答弁を願います。

住宅問題その2は、同和住宅の改善についてあります。基礎部分の瑕疵から来る住宅の傷みの修復は、所有者である市の責任で緊急に行うことが公営住宅法で義務づけられています。いわゆる住宅払い下げ訴訟では、公営住宅法を根拠に論理を展開する市の立場、その一方で法で義務づけられた行為を平気で無視される、こんな使い分けは許されないと考えます。今夏の異常な暑さの中、空調設備のない中で耐えてこられた住宅の皆さんの気持ちを思い、昨年6月以降の改善と今後の対応について答弁を求めます。

大綱第4は、小学校、中学校の事務職員の適正配置についてであります。

生徒数170人の鳴滝第二小学校に事務職員をこし1名追加し、2名にされました。その根拠は、教員がきめ細かな学習指導が行えるよう教員の事務の軽減を図ること、これを第一課題として決定されたとしています。それが大きな理由であれば、今そのことが求められているのは大規模校であり、私立中学校への回避現象が強まっている公立中学校にこそ必要だと思います。府に市教委が示した意見について明らかにしていただきたいと思っています。

そして、同和加配教員とは無関係だとする答弁が6月議会でありましたが、鳴滝第二小学校には170人の児童に対し、現在3名も教員が追加配置されています。1人当たりの事務量も当然少なく、きめ細かな教育実践が保障されていると思います。同和加配も含めて、市の教育をどうしていくのか、総合的に考えるのが市教育委員会のあり方だと思いますが、改めて市教育委員会の見解と今後の対応について答弁を求めます。

以上であります。

議長（奥和田好吉君） ただいまの和気議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。  
市長（向井通彦君） 介護保険制度の改善についての中の保険料の軽減についてということについて御答弁を申し上げます。

保険料につきましては、ことし10月から満額徴収ということになるわけでございます。そこで、大阪府下におきましては、今8市が第2段階までの保険料対象に減免措置を講じられておるところでございます。本市におきましても、これらの点を踏まえまして10月の満額徴収を1つのめどといたしまして、減免措置の拡大について今最終の詰めをしているところでございます。

この保険料減免につきましては、介護を保険料と公費負担の社会保険方式で支えるという介護保険制度の趣旨に抵触することなく、また他の保険者の合意も得られやすいということなどを前提といたしまして考えているところでございます。具体的には、世帯の年間収入が120万以下ぐらいで、資産等を活用してもなおお生活が困窮している状態にある人などを対象として現在検討中でございます。間もなく決定をしてまいりたいと考えております。

他については担当部より御答弁申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。  
健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 私の方から、超過して受け入れました保険料の取り扱いについて御答弁を申し上げたいと思います。

療養型病床の介護保険施設への未転換などにより計画上の保険給付見込みまで到達しないまま、平成12年度介護保険給付の実績が確定しました。このため、国・府の負担分等、あるいは被保険者

に納めていただきました介護保険料についても余分にいただいたこととなっています。超過交付となった分につきましては、国や府などに返還することとなっております。

御指摘の保険料に関する部分につきましては、6月の本議会におきましても説明をさせていただきましたように、被保険者に還元できるような方法ということで、保険料、利用料の減免措置への財源補てんや、平成15年度以降の保険料への充当、あるいは市町村特別給付——いわゆる横出しサービスでございますが——や保健福祉事業としての利用などを選択肢として介護保険事業計画推進委員会にお示しをし、事務局といたしましても具体案の検討を進めているところでございますので、よろしく御理解のほどお願いを申し上げます。

続きまして利用料についてでございますが、利用料につきましては、6月定例会において特別対策による旧サービス受給者との格差是正やサービス利用率の向上等を踏まえた検討を進めていくこと等をあくまで途中経過として報告をさせていただきました。

これにつきましては、社会福祉法人による利用料減免制度が既に実施されていること、保険財政に及ぼす影響が大きいと予測されること、利用する者とならない者との公平性の確保など多くの課題があるものと考えております。また、制度の浸透に伴う利用者の増加や新たに老人保健施設がりんくうタウンに建設されることなど、今後保険給付費が急激に増加する可能性を否定できないことなどの要因も考慮に入れる必要がございます。

いずれにいたしましても、来年度修正を行う介護保険事業計画の内容に大きな影響を及ぼすものでございますので、今年度の保険財政の進捗状況も踏まえて慎重に検討を進め、市としての方針を決定し次第、介護保険事業計画等推進委員会にお諮りしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。  
市民生活部長（藤岡芳夫君） 墓地問題につきまして御答弁を申し上げます。

まず、業者選定の件でございます。業者選定に

つきましては、プロポーザル方式という発注方式を実施したということでございます。このプロポーザル方式といいますのは、要約しますと、最もすぐれた技術を提案した業者と契約を締結してまいりたいということで考えた方式でございます。

選定につきましては、まず選考基準でございますけれども、まず指名願が提出されているということ。それから、大阪府内に本社があるということ。それから、資本金につきましては1,000万円以上である。技術者数についても20名以上である。それから、実績につきましては、直前2年間の公共受注実績が建築部門、土木部門の合計で40件以上ある。それから、最後ですが、火葬場、葬祭場等の受注実績があるということを前提にしまして業者選定をし、8社を選定したという内容でございます。

このプロポーザル方式の中身でございますが、これにつきましては今回の業務につきましては基本計画の策定業務であるということで、発注者である泉南市がコンサルタントに要求するもの、それはいわゆる目的物の形状とか構造、また設備やシステム、そういった具体的なものの成果ではなく、コンサルタントの持つ創造力、技術力、経験、そういうものを要求しているということでございます。また、信頼性があるという内容から、実績としまして火葬場、葬祭場等の実績があるという業者を選定し、発注したということでございます。

今後につきましては、その提案書をヒアリングなり実施をしまして、最終的に審査委員会の方で決定をするというふうな運びになってございます。この基本計画の今回の見直しにつきましては、一番この方式が公平ではないかと、そのように考えて発注した次第でございます。

それから、2点目の6月以降地元の方との合意形成はどうであったかという件につきまして御答弁を申し上げます。

6月に補正予算の御承認をちょうだいしましてから、地元の方にそういう旨の御報告と、発注したいというふうな旨の内容の説明を申し上げております。また、今後につきましても節目、節目でその進捗を逐次地元区に対し御説明、御報告申し上げてまいり、このように考えております。

それから、財源の確保でございますが、これにつきましては、今回事業費につきましては6月議会でも御報告申し上げましたけれども、用地費を除いて全体事業費としまして、これは超概算でございますけれども、60億程度というような予測をしております。

この財源の内訳として、起債が充当されるように聞いております。その起債の充当につきましては、火葬場施設の場合ということで注釈がついております。火葬場施設の場合に一般単独事業として75%起債が充当されると、このように聞いてございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 住宅問題についてお答えをさせていただきます。

まず、氏の松住宅初め3住宅の所有権移転の訴訟の争点ということで、議員先ほど質問の中で御披露ございました2点について少し詳しく申し上げますと、重点的な項目につきましては……（和気 豊君「聞いてることだけに答えてくれたらええ。追加せんでもええ」と呼ぶ）そうでございますか。

それでは、払い下げの約束をしたということでございますけれども、住宅の売買契約として成立するのかどうかということにつきましては、13回にわたる公判の中で陳述書、また証拠資料として提出をいたしておりますので、これは十分裁判所の納得のいく資料であるということで、我々は確信を持ってこの分については主張が通るということでございます。

それから、2点目の建設大臣の承認の云々の件でございますけれども、これについては、当然我々としては国の指針に基づいて公営住宅施策、これについては取り組んでおるわけでございますんで、原告の方の主張される建設大臣の承認は売買契約に何ら支障はないという主張については誤りであるということで、最終の陳述書の中でも我々は主張いたしておるところでございます。原告の主張を最終の7月の13日の第13回の裁判の中でも提出をいたしまして、主張いたしておるところでございます。



それから、宮本住宅の改修についてどう取り組んでいるのか、また前畑住宅についてはどうかということでございますが、同和向け住宅については、これは平成9年度、10年度、11年度と3カ年で半数の大規模改修を実施しておるわけでございます。その他については物理的な事情とかがございまして延び延びになってる部分がございます。

また、各戸入居されておるわけでございますので、日常的な老朽化に伴う補修、これについては枠内の経費でございますが、修繕費の範囲内で毎年実施をしておるわけございまして、今後かなり老朽化した同和住宅という部分もございまして、これらについてどうするかということにつきましては、昨年度に耐震診断を実施いたしました。その部分についてはある一定の改修を加えれば耐震基準に合致するというところでございまして、それに基づいてことしストック活用方策ということで予算を計上させていただいておりますので、これからどう改修するのか、また建てかえなければいけないのか、また部分的な改修だけでいいのかという判断のもとに、トータル的な住宅の改修について判断をして取り組んでいくということでございます。

議長（奥和田好吉君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 和気議員御質問の来年度の小・中学校の事務職員の適正配置について御答弁申し上げます。

このたび配置されました鳴滝第二小学校の事務職員は、国の7次公立義務教育諸学校教職員定数計画の一環でございます。したがって、この配置の趣旨は、今から申し上げます2つの研究テーマをもってその実証的研究を行うと、こういう目的で配置するものであります。したがって、配置期間も3年間と、こういうことになっております。

配置の趣旨は2つございますが、その1点目は、きめ細かな教職員の学習指導や教育の情報化の支援のための事務部門の強化対応策のあり方がどうあるべきかということです。それから2つ目に、地域のセンター的な役割を担ったり、学校間連携を伴う地域情報化の拠点校として教育情報化への

対応方がどうあるべきかと、この2点を研究指定の目的として指定を受けておるものでございます。

したがって、いわゆる同和加配とは全く関係のないものでありまして、もう少し具体的に申し上げますならば、鳴滝第二小学校における事務職員は泉南中学校校区における——小学校も含めて5校ですが——の共同研究ということで、その推進を目的とするもので、中身的には例えば教育総合推進事業、あるいは総合的な活性化事業等の事務処理等のあり方も含めた推進役として位置づけておるものでございます。

なお、公立諸学校における教職員につきましては、標準法に基づいて配置をされておるところでございます。私どもの教育委員会の裁量で配置をするものではございません。ちなみに、御承知のとおり中学校におきましては、21学級以上につきましては事務職員の複数配置ということが定められておりまして、20学級以下については1名と、こういうことになっておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 住宅の問題ですが、判決後の今後のあり方についてどうなのか、こういうことについては答弁欠落しておりますので、再度お答えをいただきたい。議長ね、大分答弁が各答弁者から漏れておりますので、ちょっと注意していただけないか、議長から。

議長（奥和田好吉君） 答弁者に申し上げます。質問者の内容をしっかりと踏まえた上で、漏れないように答弁の方をよろしくお願ひしたいと思います。山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 判決後の対応ということでございますが、先ほど市長もお答えさせていただいたように、勝ち負けにかかわらず所管の委員会に御報告をさせていただくということでございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 住宅問題から再度質問してまいります。

私、質問した意思是、いわゆる市の主張、市の論点、争点とされているところが、判決の結果いわゆる敗訴になった場合、新たな角度から証人申

請や証拠書類の提出によって立証していかないかわけでしょう。同じ証人を出すことできないわけですよ。同じ証拠書類ではだめです。そしたら、そういう場合にはどうされるんですか。市の一番の主張は、あれでしょう、建設省の承認事項なんだと、こういうことなんでしょう。それが否定された場合はどうするんですか。承認事項ではないんだと、こういうことが言われた場合にはどうするんですか。そういうことを具体的に聞いてるんですよ。

それと、もう1つは、これはまさに我々議会の人間を小ばかにしてるように私はとったんですが、いわゆる時効の問題ですよ。売買予約完結権の時効期間が10年だと。契約成立から49年の11月28日ですか、これを契約成立だと原告の方は主張しているわけですが、それから10年、何ら動きはなかったんだ、だから時効が成立しているんだと、こういう主張でしょう。

これに至っては、まさに行政が議会で答弁をされているいわゆる二重地番の修正と登記手続完了に必要な手続が未了なんだと、これをやるのに時間をかしてほしい、こういうことでずうっと経過しとった。それをただひたすら住民の皆さんは待っておられた。これを1つの争点の根拠にする。こんなこと許されますか。

それもいわゆる敗訴になった場合、改めてこの2つの理由を控訴理由として再度言うことができるのかどうか、議会に対しても。そういうことを改めて控訴理由として持ち出すことが、議会に対して。これは議会の承認事項ですからね、控訴する場合には。される場合じゃないですよ。今度はするわけですから、議会に議決を求めないけませんね。そういう場合にこの2つ目の理由、控訴理由として言うことができるのかどうか。私はこの2つを改めて聞きたい。そういうことを聞いたんです。2回同じことを質問してるんです。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） まず基本的には、根本的な部分では、昭和49年の11月28日、これについては売買の予約も成立していない、また売買についての契約も成立していないというのが我々の主張でございまして、それにつ

いては挙証資料も挙げておりますし、また陳述書もきちっと述べておるわけでございますので、認められるべきであるということで我々は考えてるところでございます。

それから、予備的な主張でございます売買予約の完結権、これについては10年間ということで、時効期間は既に経過してるということで、最終の陳述の中の2点目として我々も主張いたしておるところでございます。これについてはいずれ裁判所の判断がおりるわけでございますので、その時点でこれが認められないということになれば、なぜ認められないのかという理由も開示されるわけでございますので、その内容を見て我々は反論すべきは反論をするということでございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 今のことで私の質問に対する答弁になっていないというふうに思うんですよ。私は、仮に市が敗訴した場合、控訴がどういってやられるのか。今まで疎明資料を出してる。当たり前じゃないですか。裁判するのに疎明資料も何もなくてどうやって裁判するんですか。でも、同じような資料の再提出はできないですよ、角度を違えなければ控訴できないですよ、証人も違う証人を出さなければできないですよ、そういうことが果たしてできるんだろうか、こういうふうに言ってるんです。

市が根拠としている理由というのは、建設大臣の承認事項、いわゆる公営住宅法に係る主務大臣が承認しなければならないと、こういう点を挙げておられるわけでしょう。簡単なことじゃないですか。いや、そうじゃないと、承認事項ではないんだと、こういうことが明らかになれば、後どうやってやるんですか。どうやって控訴するんです。控訴できないんじゃないですか、同じ理由では。簡単じゃないですか、問題は。市が建設大臣から府を通じて指導を受けたという公文書にもならないような公文書を挙げて、これで議会に答弁したわけでしょう。私もだまされた1人ですが、それが唯一の根拠じゃなかったですか。建設大臣の直接のそういう文書ではなかったんです。

だから、今まで議会に出してきているその関係の資料では、仮に敗訴になった場合にはもう控訴

ができない、こういうことになるんじゃないですか、今まで書類出し尽くしてるわけですから。どういう角度で新たにこの建設大臣の認可が要る要らないということを立証されるんですか。その辺を聞いてるんです。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 建設大臣の承認については、これは文理上はつきりとしてるわけでございますんで、これを否定するということは、法律そのものを否定するということになるわけでございますんで、承認があったかなかったかという判断については、これは裁判所がするもんでございませぬ。承認が必要であるという主張を我々はしておるわけでございますんで、その点混同されないようお願いしたいというふうに思います。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） そういうことを言いますと……（発言する者あり）ちょっと小山さん、僕がやってるんやから、あんた後でやりなさい。だから、建設大臣が私文書で議会に報告しただけじゃないですか。あれは公文書じゃないじゃないですか。建設大臣がちゃんとこれこれの決定だと、あるいは決定につけ加えて建設大臣なりいわゆる事務次官なりがちゃんと指導文書を市に上げてきたという公的な文書で1回も立証されてないじゃないですか。

そして、もう1つ言えば、行政の長は11月28日にちゃんと約束事を交わしているわけですね。払い下げをいたしますと。だから、その払い下げの期間中には一切住宅の瑕疵があってもこれは払い下げが前提だから直すことはいたしません、ということも言ってるわけですよ。そういうことが仮に否定された場合。

それと、先ほどちょっと仮の話や、仮の話やいう話があるわけですが、9月28日にこれ判決出るんですよね。そしたら、2週間後にどうなるんですか。控訴期間2週間でしょう。決定せなあかんでしょう、市の対応は。そして、そのときには総務常任委員会、いわゆる契約事項、訴訟の問題ですから、担当の所管委員会に話しするだけいいんですか。それでいいんですか。これは議会の

いわゆる議決事項じゃないですか、控訴をする場合。今度、控訴はこちらがやるわけやから。される場合は、受けて立つということで、これは議会の承認、これは専決やってその事後でもええと思いますが、そういうことはできるんでしょうか。本来であれば、今議会に議案として上げなければならぬと、こういう案件ではないですか。ちょっとその辺はようわからへん。一遍教えてください。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 何遍も同じお答えして悪いかと思いますが、我々としては建設大臣の承認があったかなかったか、そういうのが争点ではないわけございまして、建設大臣の承認が要るか要らないかというのが争点でございます。この点、誤解のないようお願いしたいと思います。

それと、2回おっしゃられましたけども、控訴する場合、同じ理由で同じ証拠ではこれはできないわけでございますんで、これは当然判断が、失礼な言い方もわかりませんが、間違ってた場合、我々として主張が間違ってるという判断の場合は、果たして裁判所の判断が間違っているのか、間違っていないのかということをも十分検討いたしまして、その上での判断ということになるわけでございます。

それと、日程的なもんでございますけども、通告を受けてから、判決の通知を受けてから14日以内にどうするかということを決めなければならぬわけでございますんで、それについては当然議会はすぐにも開かれぬということもございまして、事務局とも十分相談して、日程的な部分、やり方について協議をさせていただきたいというふうに思ってるところでございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） いわゆる建設大臣の承認があったかどうか、これは重要な決め手だというふうに私は思いますよ。これは私の見解ですよ。行政の長がそういう約束をし、そこに一定の契約行為が成立をしている。これが否定されるのは、あくまでも建設大臣がこの件に関してだめだと。

195件のうち、他はすべて承認されている。例

外措置としてこの問題が問題になっているわけですから、前提は承認がなくても行政の長の判断でこれはできる、これが契約上の行為だ、契約はそこで成立しているんだ、まさに地方自治体の補助事業ではありますけれども、一たん市営住宅になった限り、地方自治体、その長のまさに専権にかかわる問題、裁量権にかかわる問題だと、私はこういうふうに思います。

だからこそ、あったかどうか、こういうことが問題になるんであって、一般的ないわゆるないかあるか、こういうことの問題ではない。あるかないかの問題でいえば、これは195件のうち、多くはその条件さえ整えば払い下げされているわけですから、それは私はある、してもいいと、これは前提だと、こういうふうに理解をしてきているわけです。

この問題はこの程度にして、あと議会へは議会の軽視がないように、本来であればこれだけ問題になっているわけですから、やはり判決が出た後、速やかに関係の常任委員会だけではなくて、議員全員協議会、願わくは議会臨時会でも招集してこの対応を決めるべきではないかと、こういうふうに一言申し上げておきたいというふうに思います。

それから、介護保険の問題ですが、これはやはり10月から倍になる。今でさえ大変な負担の中でこの問題、利用者がなかなか利用できない。30%台という泉南市の低い利用料になっている。私は、保険料の軽減については一定対応されると。額は非常にわずかの額しかないわけですが、しかしいろいろ理由づけをされて保険料の軽減には当たられた。これは了としたいと思いますが、問題は利用料なんですよ。

特にこの制度発足後新たにこの制度をお受けになった、介護サービスをお受けになった皆さんについては、これはすべて10%なんですよ。いわゆるホームヘルパーの派遣事業も10%、さきから行ってる人は3%。どこに違いがあるのかということになると、介護サービスを受ける権利というのは、後先にかかわらず私はその人の認定度合いによって公平に受給できるもんだと、こういうふうに思っています。

そういう点では、差があるということは公平性

に欠ける。せめてこの部分の方々のいわゆる対応ですね。これは法の平等のあり方、地方自治法に平等に受益を与えるという、そういう建前からすれば、当然やるべきではないかというふうに思います。

それから、先ほどいろいろ新たな事業に財源が要るんだと、こういうことを言われました。財源問題を引っ張り出すと、これは私いろいろ意見がありますよ。泉南市のいわゆる保健衛生費の問題、病院への持ち出しがないために非常に少ない。2億ちょっとの——阪南市でも5億8,000万は超える、こういう大変な額を一般会計から支出しておりますし、それから泉佐野なんかは、これは新たに病院ができたこともありますけれども、18億になんなんとするお金を出している。

それと加えて、11年から大阪府の老人医療助成制度がなくなりました。これによって、大阪府が5分の4出してくれとったけれども、それに見合っただけで泉南市が5分1出した。1年目で2,800万、2年目では7,400万ですか、どんどんふえていってるわけです。65歳、66歳、こっちは3年目ですから67歳までの分をカットしていく。その分も市の方に財源は確保されているわけですね。こういうこともあります。それから、敬老祝い金を大幅に削減した。

これらの問題を入れますと本当にわずかな額で済むわけでしょう。私がいただいている資料でも、いわゆる保険料ですね。先ほど言いました10%の人を3%に下げる。ホームヘルパーの制度ね。これをやるだけで年間何ぼですか。対象者42名で90万ほどでいけるわけでしょう。ほんとにわずかな額じゃないですか。こんなにくうタウンの福祉保健ゾーンの問題を持ち出すような額じゃないじゃないですか。これさえできないんですか。

公平な制度、公平な行政をやる、こういう立場からどこで差をつけるんですか。それまで受けた人とこれから受ける人と、何で差をつけるんですか。差をつける理由は一体どこにあるんですか。あればお示しをいただきたいし、この90万のお金が出せないという理由。私はこれだけでは済まんと思いますよ。これを実施するに限れば、わずか90万でできるわけですから、これができない

という理由は、財源の問題からいささかもない、私はこういうふうに思いますよ。どうですか。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。  
健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 利用料の軽減についてでございますが、先ほど和気議員おっしゃられてますとおり、老人医療助成制度とか敬老祝い金、これで金が出てきてるやないかということでございますが、あくまでも介護保険というのは特別会計で、その保険料で賄っていくということですので、こちらが老人医療で余ったとか、敬老祝い金で余ったとかというのはまた別問題と私の方は考えておるところでございます。

先ほども答弁の中で言いましたように、制度が平成12年度からということの中で、この介護保険の利用者というのがまだ今後ともふえてくるだろうというような予想をいたしておるところでございます。利用料の軽減はしないというんじゃありませんで、我々といたしましても今後の保険財政の進捗を踏まえながら検討していきたいということでございますので、否定的に——否定的というんですか、やめるための、しないための検討ではございませんので、その辺だけ御理解をお願いしたいと、このように思います。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 頑張って、やる立場で考えているということなんで、ひとつ促進方を鋭意お願いをしておきたいと、こういうふうに思います。

それから、墓地公園の問題なんですが、先ほどいろいろ条件——権利、実績、経験等を踏まえて、6項目の条件で業者選定をやった。8社を選ばれた。わずか8社ですか、これだけの条件に見合う業者というのは。

それと、以前のこれですね。この（仮称）泉南聖苑基本計画策定業務基本計画説明書、これをつくった業者、これと8社というのはダブってるんですか、ダブってないんですか。このときに指名した業者ね。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。  
市民生活部長（藤岡芳夫君） 選定しました業者数8社でございます、これは先ほど申し上げま

した6つの条件、これに該当しますのは8社であるということでございます。

それから、前回の基本計画書、これを作成した業者と今回指名してる業者とダブってるのかどうかということについて、同一の業者を指名してございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） いいんですか。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。  
市民生活部長（藤岡芳夫君） 前回受注した業者と今回指名した業者とダブっているのかというような御質問だったと思いますので（和気 豊君「違う、違う」と呼ぶ）、それはダブっていると申し上げたわけでございますが、違うのでしょうか。自分の質問についてちょっと解釈間違っておりますか。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） ちょっと私舌足らずだったんで、座ってもう一度言い直したんですが、聞こえなかったのか、前回これを業者選定するときに指名した業者と、今回の指名した8社ですね、これはダブってるのかどうかと聞いた。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 御答弁申し上げます。

前回と今回の指名業者は違ってございます。1社違ってございます。前回指名した業者の中から現在指名願の提出がなかった業者が1社あったということで、その業者については省いております。そして、先ほど申し上げたように、6つの条件で今回選定したのが、合致したのが8社であったということでございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 1社だけ抜けていると。あとの4社は重複と言うたらおかしいけど、ダブって指名してるわけですね。その中には85万でしたかね、これを最終85万で落札した、ちょっとほんとに常識では考えられないような、これだけ立派な、これだけ研究素材の要る中身のものを85万で落札をした。前の6月議会のやりとりの中では、何でこндаけ安したんや。向後に何か一定の見返りというかメリットみたいなものが、具

体的には大きな建築業者等が後ろに控えてるから  
こんだけ安くできるのではないかと、こういうふう  
なやりとりもあったわけですね。疑問を呈せられ  
てるわけです。

だから市長は、指名委員会なんかにもよく論議  
をしてもらうようにして慎重にやる。議会へは、  
総務常任委員会にはこの契約の問題はあれですか。  
そういうことで私は当然まだやってない、これか  
ら慎重にやっていく。皆さんの意見をくみ上げて  
指名委員会でちゃんとやってもらう、こういうこ  
とですから、当然このことについては、私、事前  
にこうやるんだという話が議会にはあってよかつ  
たのではないと思うんですが、議会には、総務  
にはお話ありましたか。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 今回の発注したこ  
の物件でございますけれども、これにつきましては、  
9月4日に業者の方に通知をしまして説明会  
を開催さしてもらっております。

ただ、御質問の議会の方に報告したかというこ  
とにつきましては、この方式につきましては、こ  
れは原課の方の市民生活部担当の方の指名とい  
うことで、指名委員会の方で決定したというふう  
な内容ではございません。担当部の方でこの条件  
を設定しまして、契約検査課の方に協議を申し入  
れまして選定をしたというふうな内容でございま  
して、つきましては所管の委員会の方には、この  
方式で発注しますというふうなことは報告は申し  
ないということでございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 私、登壇のところでも言  
いましたけれども、市長がまだ指名をしておらな  
いので、委託の発注方法というのはまだ今の時点  
では当然決められておりません。予算をいただ  
いて、また指名委員会もございますから、その中  
でいろいろ論議をして、明らかに最終決定をして  
から、議会でやりとりになってるわけですから議  
会へ報告があると、こういう答弁をされてるわけ  
ですね。やるとは書いてないよ、いえば。

しかし、そのくだりを読めば、当然これだけ問  
題になったわけですから、5人の皆さんがこの問  
題について発言されているわけです。特に指名の

あり方について、この80万で落札した業者がま  
た入るといのはおかしいやないかと、こういう  
具体的な指摘までされているわけですよ。それ  
を受けて市長はそういうふうにおっしゃった。当  
然、議会に事前にですよ、あの方は自分で最終決  
定したんだというふうに言われる。

それならば、厚生消防にこのあり方についてや  
ったんですか。やってないでしょう。独断じゃな  
いですが、それこそ。議会なんか要りませんわ、  
それやったら。ましてや、これは入札というあり  
方をとらずに、プロポーザルという方式で提案し  
てきたことをすべて行政が決める。行政の一存で  
事を処理したんじゃないですか。いわゆる契約に  
ついて、当然議会の承認事項なのに議会の出る幕  
はない。どういうことなんですか。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 今回の発注した物  
件につきましては、プロポーザル方式という方式  
を採用したということで、内容につきましては先  
ほど御説明を申し上げました。ただ、泉南市につ  
きましても従来からもこの方式で発注はしてると  
いうことで、全く違う新規の方式で発注したこと  
ではないということ、自分もそういうふうな従  
来からの方式であるということ、発注したこと  
でございます。

議長（奥和田好吉君） あと3分です。和気君。

19番（和気 豊君） そんなこといっこも聞い  
てないでしょう。議会になぜかけなかったのかと  
いうことを聞いてるんですよ。そのときはどう  
ですか。議会のいわゆる意向は聞かなかったん  
ですか。市が単独でやったんですか、議会の承認  
も得ずに。多分、体育館の問題だと。不動が落  
札をしたあの体育館の問題だというふうに思  
いますが、議会の承認を得なかったんですか。  
勝手にやったんですか。あのときはコンペで  
いろんな絵をかいてきて、その中から最終業  
者選定をして、そしてそういうやり方は議  
会にこういうやり方をしていくんですよと、  
こういうことをちゃんと承認もろてるん  
ですよ。了解をとりながらやってるんですよ、  
あのときは。

ところが、今回は、まだどういう委託の方法  
をとるかわかりません、今後これは指名委員  
会など

にちゃんと意見をもらって、議会の意向を酌んだ上でやっていきます、当然委託の方法についてはこういう方法でやるんですよと議会に事前に話を、あるいは了解をとる、そういうのが当然の筋じゃないですか。なぜやらなかった。行政が独断でやれる問題ですか、これは。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 体育館というのは建設の方のプロポーザルなんです。これは建設の方ではございません。基本計画のプロポーザルということで、従来から私も委託をする場合に、例えば総合計画の委託をする場合なんかはプロポーザルでやっておりまして、それは基本計画の部分ですから、議会の承認とかそういうことではございません。

全体そのものを一括してやるという場合もありますけども、それは当然事業費が絡んできますから、予算もないとできませんし、議会の承認も当然必要ということでございますけども、今回は基本計画の見直しと。前は価格競争だけで非常に安いじゃないかという御指摘もありましたので、さまざまな角度から検討したと、こういうことでございまして、その中でプロポーザルという技術提案方式ですね、これは実績もございまして、それを採用して公平に審査をしようと、こういうことにしたわけでございます。

〔和気 豊君「だから、そういうやり方を何で議会へ報告しなかったんや、事前に」と呼ぶ〕  
議長（奥和田好吉君） 以上で和気議員の質問を終結いたします。

次に、11番 松本雪美君の質問を許可いたします。松本君。

11番（松本雪美君） 皆さんこんにちは。日本共産党の松本雪美でございます。2001年9月、第3回定例会において質問をいたします。

新行財政改革大綱が6月に発表され、13年から15年度までの3年間でこれを基本とする計画であるということですが、この中身を見ますと、特にことしは高齢者や障害者、母子家庭への病気で長期入院されたときの高齢者福祉見舞金が切り捨てられ、14年には重度障害者、それから障害者給付金の見舞金、重度障害者介護激

励金、寝たきり老人見舞金、乳幼児医療費助成費など見直しを行うようになっており、これからどんどん弱い者いじめの行政を強行しようとしています。一方で市政全般を見渡しますと、まだまだむだがいっぱいあります。

例えば、財政負担の大である農業公園などの大型公共事業を継続し、同和教育の名のもとで特別な人材の配置や事業を続けるなど、まだまだ見直すべきところいっぱいです。行財政改革の名のもとに、こんな弱い者いじめの強行は許すわけにはいきません。さて、こうしたことを基本に、こうした点でいろいろ問題提起をして質問に入りたいと思います。

大綱1点目は、乳幼児通院医療費無料制度の拡充についてであります。

さて、国は少子・高齢化時代に突入と言いながら、介護保険は矛盾だらけで高齢者の不安を募らせていますし、子育て真っ最中のお母さんたちが安心して子育てできる制度をと、乳幼児通院医療費無料の願いを全く受けとめず今日に至っています。今、不況の嵐がおさまらず、相次ぐ倒産やリストラ、失業と、若い人も仕事がないなど、本当に苦しんでいます。こうしたときだからこそ、どの地方自治体も安心して子育てできる少子化時代の支援対策に取り組み、全国各地で乳幼児通院医療費無料制度に取り組んでいます。

参考のために紹介しておきますと、東京都を初め3自治体が就学前まで無料化を実施、兵庫県を含め4自治体が6歳児未満まで実施、栃木県、群馬県の2自治体が5歳児未満まで実施、熊本を含め4自治体が4歳児未満まで実施、北海道、京都を含め25自治体が3歳児未満まで実施、広島は2歳児未満、そして大阪を含め6自治体が1歳児未満となっています。どの自治体も、厳しい財政状況のもとでも少子化時代の子育て支援対策に大変な努力が払われているのを見てとれるのであります。

さきの紹介のとおり、この制度は大阪が全国で一番おくられている自治体ですが、来年4月からは0歳児に加え1歳児も通院費の無料化の実施を決め、準備が進められています。府下の各市町村は、国も府も子育て支援に冷たい中でも全国レベルに

まで到達させたいとして、市独自の施策化が進められてまいりました。

そして今年度は、府下の20自治体が府が制度を拡大したことを受けて、既に原課の調査でも明らかになっているとおりであります。歳児を拡大をしています。6月議会で私はこのことを取り上げましたが、今後検討課題であるとお答えでしたが、新行財政改革大綱実施計画では13年度は検討、14年度、15年度は実施とあります。見直しを実施というのであります。今この時点で、逆行することなく前進をさせる拡大の方向で実施をするというのならいいのですが、どういう状況でしょうか。

市は、いまだにこのような方向をはっきり打ち出さず、私の質問にもごまかしています。近隣市と比べると煮え切らない態度にいらいらさせられるばかりであります。前議会で歳児引き上げは検討課題だと答えられましたが、もうそろそろはっきりと結論を出してください。

大綱2点目は、教育行政についてです。

その1は、義務教育30人学級の問題です。第151国会では、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正が行われて、その中で都道府県の裁量で児童または生徒の実態を考慮して、特に必要があると認めた場合、40人の規定の数に下回る数を基準と定めることができるというただし書きが加えられました。暴力、いじめ、学級・学校崩壊と、今学校で起こっている多くの問題を解決していくためにも、正常な学級運営の決め手として少人数学級が必要だと政府も認め、法改正に踏み切ったのではないのでしょうか。

これを受けて山形県知事は、県内すべての小・中学校で30人学級を導入すると表明、秋田県、新潟県などでも小学校低学年を中心に特定の学年で少人数の学級編制をする動きが出ているとのこと。また、埼玉県志木市は小学校一、二年を対象に25人学級を実現する方針が出され、市長の名で土屋知事に14年度実施のお願いの文書を提出したということでもあります。埼玉県内の市町村の中には、この志木市に準じる動きが生まれているということでもあります。このような動きに対して、

市教育委員会はどのように受けとめていらっしゃるのでしょうか、お尋ねいたします。

その2は、学級図書館の充実と専任司書の配置についてです。

放課後は子供たちは塾通いに追われ、家ではテレビやファミコンなど映像に向かって遊んでいますが、ますます読書から遠ざけています。そして、1日の大半を過ごす学校は、早期教育、知育偏重の教育は子供たちに大混乱を引き起こしています。学ぶ楽しみや考える楽しさを奪う教育の弊害が学級崩壊などという形であらわれてきているのではないのでしょうか。このままでは、大人たちは子供たちの成長に大きな喜びが入り、子供たちの将来が不安だとだれもが思い込んでいる状況であります。子供をどうすれば守ることができるのか、根本的に発想を転換していこうではありませんか。

そのためにやるべきこととして、勉強嫌いの子供たちでも学校が楽しいところと思える学校をつくっていくべきです。学校図書館が充実し、機能を発揮すれば、どの子にも楽しく、安らぎの場となることは間違いありません。学校図書館を整備し、専任司書を配置し、子供たちの憩いの場をつくるではありませんか。学校図書館法では、5カ年計画で12クラス以上の学校には司書の配置が法律で定められたことを受けて、市の対応はどのようにされていくのでしょうか。

大綱3点目は、6月に発表された新行財政改革大綱によると、保育所の給食の民間委託が13年度検討、14年、15年と実施するという計画を発表しています。ちまたでは、もう給食業者が名前まで挙げて年次的に進めるといような話が聞こえてきます。給食は生命の源です。安上がりでよしとする行政は、公立保育所にふさわしくありません。

子供の命を守る給食が、利益を求めざるを得ない民間給食業者に絶対の保障を託せることができるのでしょうか。0歳のミルクを必要な子供たちから離乳食、そして5歳児までの幼児食、病児食、アレルギー対応食など、その時々本当に細かく対応せねばならない保育所の給食であります。この問題について市の考え方をお聞かせください。

大綱4点目は、和泉砂川駅前周辺の交通安全対



策についてです。

駐輪場は、不便なところであっても利用する人はほとんどないこと。駅前前の便利な広場に山盛りいっぱい放置されています。道路に駐車をしているため、飛び出した人が見えなくて事故がこの8月3日、16日と発生しています。この駅前通り、市が責任を持って安全対策をしっかりとやっていくべきであります。市の開発公社の所有地がそこにありながら、大きな空き地を持っているのに利用させない、こんなことをいつまで続けておくのでしょうか。市が責任を持って駅前通りの安全対策を講じてください。

大綱5点目は、永寿池の護岸改修についてであります。

昨年10月、大雨で土砂崩れを起こしてしまった護岸は、私の子供時代にはごみ捨て場になっていたところだということですが、土質の悪い護岸と日常市道として利用されているところでもあり、不法に道路上に自動車をとめている、そういう場所にもなっています。そして、道路に重い圧力が加わって、集中豪雨で護岸の土手が緩んで土砂崩れを起こした原因となりました。

付近住民にとっては、この土砂崩れで永寿池が決壊するのではないかと、集中豪雨時にはじっとしておれないと訴えております。一日も早く改修し、安心できるようにしてほしいと、ことし2月に要望書も地域住民から出されています。付近住民が安心できるように、一日も早く改修をしていただくことにお答えをいただきたいと思います。

質問は以上です。私の項目の第1番目の公共事業の契約の問題については、先ほど和気議員の質問と重なりますので、これは撤回しますので、よろしくお願いをいたします。

議長（奥和田好吉君） ただいまの松本議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） それでは、私の方から乳幼児通院医療の関係と保育所関係について御答弁を申し上げます。

まず、乳幼児通院医療費の無料化についてでございますが、現在市単独制度として所得制限を設けずに0歳児と1歳児を対象に通院に対する医療

費の助成を行っておるところでございます。また、府下市町村の通院に対する助成状況は、対象年齢や所得制限が異なりますが、現在本市を含め10市町が0歳及び1歳児を対象として助成を行っておるところでございます。

御指摘の対象年齢の引き上げによる無料化の早期実施についてでございますが、対象年齢の1歳引き上げにはかなりの財源が必要であり、本年度から老人、障害者、母子家庭の3医療の府助成率が8割から6割に20%の減となったこともあり、厳しい市財政状況の中での対象年齢の引き上げについては、現在難しいと考えておるところでございます。

しかしながら、府下市町村において対象年齢を引き上げる傾向がある中で、今後とも本市の財政状況と他市の動向等を踏まえた中で検討課題として取り組んでまいりますとともに、引き続き大阪府に対し就学前までの早期助成制度化について要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いを申し上げます。

続きまして、保育所の給食の民営化について御答弁を申し上げます。

保育所における給食は、児童の健全な発育及び健康の維持増進の基盤であるとともに、おいしい、楽しいという情緒的機能や、食事を大切に考える考え方を教えるなどの教育的機能などがあり、その役割は極めて大きいと考えておるところでございます。

また、近年生活習慣病の増加が問題となっておりますが、その予防には子供のころからの正しい生活習慣、とりわけ食習慣が重要であると指摘されており、保育所における給食においても、適正な栄養量の給与とともに、生活習慣病の予防の観点から正しい食習慣形成に向けた栄養指導に取り組んでまいったところでございます。

この保育所給食業務につきましては、今まで直営で進められてきましたが、近年、行政のスリム化、効率化という観点から業務運営の民営化、民間委託という課題も取り上げられ、そのあり方について論議をしていることも事実でございます。

現在、我々といたしましては、官民の役割分担を図りながら民間委託の可能な業務について、そ

の推進を図っていくという考え方でありますので、御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 吉野教育指導部長。  
教育指導部長（吉野木男君） 松本議員御質問の  
まず第1点目の義務教育諸学校における30人学  
級実施について御答弁申し上げます。

小・中学校の1学級の児童・生徒数につきましては、御承知のとおり国が定める標準は40人となっております。また、国におきましては、平成13年度から17年度までの5年間、第7次教職員配置改善計画が始まっております。この5年間に約2万5,000人の教員が全国に配置される予定であります。大阪府におきましては、13年度に275人の教員が配置され、今後4年間、毎年同数の教員の確保を目指すと考えております。

泉南市では、この第7次の13年度分として4人の教員の配置がされております。この教員の活用につきましては、児童・生徒の状況や教科等の特性に応じて多様な学習指導の場が設定できるものとし、従前ありましたT・T等の活用により、学習集団として学級を分割することも提起されております。その結果として、教員1人当たりの児童・生徒数を欧米並みの水準に改善する方向を目指すものでございます。今後とも、国・府から配置される加配教員の獲得に向け、1人でも多く泉南市内の小・中学校に配置されるよう全力を傾注いたしたいと思っております。

また、議員御質問のように、標準法の一部改正が行われ、学級編制の府県レベルの弾力的運用ということが可能になり、御案内のとおり山形県では全県的に小・中学校に導入ということもお聞きしております。今後とも本市教育委員会といたしましては、7次改善の有効な活用を図り、加配教員の獲得に努力を傾注いたしたいと、このように考えております。

次に、学校図書館司書の配置並びに学校図書館の整備についてでございますが、平成14年度から新学習指導要領による総合的な学習の時間等も始まり、子供たちの自主的な学習を進めるために学校図書館の本の活用が強く求められているものと認識いたしております。そのための条件整備を

教育委員会としては努めてまいりたいと考えております。

また、昨今の子供たちの活字離れ、本離れが指摘をされておる中、そのためにも子供たちが本に興味を持ち、読書の楽しみを味わえるよう、一層学校現場での取り組みが必要となってくるものと考えております。この意味からも、学校図書館の果たす役割が大きくなるものと認識いたしております。

図書室の充実ということでございますが、各小・中学校の蔵書数についてでございますが、各学校の学級数に対して標準冊数が定められており、ここ数年学校図書備品の予算も少しずつではありますが増加をしておりますし、学校の冊数も増加しております。今後とも標準冊数が確保できるよう努力をいたしたいと、このように考えております。

次に、図書館専任の司書の配置につきましてでございますが、当面教育委員会といたしましては有資格の教職員に対し司書教諭の兼務発令を行い、校務分掌に明確な位置づけを行い、効果的な運用を図りたいと、このように考えております。

司書の専任化につきましては、所要の財政措置を伴うものであり、財政事情等も勘案し検討いたしたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。  
市民生活部長（藤岡芳夫君） 砂川駅前不法駐  
車と安全対策、それから駐輪場の設置につきまして御答弁を申し上げます。

御質問の砂川駅前、いわゆる山側ではなくて浜側の方の通りを御質問と想定をしまして答弁を申し上げます。周辺には広い民間の有料の駐車場がありますが、これを利用しないで商店への買い物客さんが不法駐停車しているものと。それから、商品の搬入の業者さんが一時停車をすると、このような状況が多いと認識をしております。

この辺につきましては、従来からは泉南市、それから泉南警察の方でのめいわく駐車追放推進委員さんとともに指導しております。しかしながら、抜本的な解決にはなっていない、残念ながらそういう現状でございます。しかし、今後とも泉南警

察と泉南市とこれらの駐車をしないように指導をし続けてまいりたいと、このように考えております。

それから、この駐輪場の設置についてでございますけれども、和泉砂川付近には3カ所の市の駐輪場を用意してございます。議員も先ほどおっしゃってましたが、1カ所につきましては若干不便な場所にはあるのかなと、そういうふうな考えもしてありますが、現状では駐輪場として設置する場所というのはこの3カ所しかないということでございます。

ただ、現在道路上にもそういう不法な放置をやっているという状況ですので、今後につきましては、この余り利用していない駐輪場の方に誘導するように、そういうふうな方法を考えてまいりたいと考えております。

済みません、申しおくれましたけど、開発公用地云々ということをお質問でおっしゃってましたけども、これは開発公社の方の方針というんですか、そのような決定の事項ということで、市民生活部の方からは御答弁は申しかねますので、その辺についてはよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 砂川駅前の駐輪場対策についてどのようにするかという御質問の中で、市民生活部長がおっしゃいましたけども、市民生活部としては駅前の駐輪場対策について考えるということの答弁であったと思います。

それと並行しまして、現在砂川の駅前には開発公社の所有地というのがあります。その駐輪場の運営については、市民生活部ともどもこの方策については検討していく必要があるかと、このように考えております。

そして、この駐輪場の運営につきましては、これはさきの6月の定例会にもたしか御答弁さしていただいたと思いますけれども、土地開発公社としましては、事務局案としましては、どういったところに駐輪場を設置したらいいかといった具体的な案というのは持っております。そして、砂川温泉ですか、その跡地を利用してはどうかといったこともそのときに答弁さしていただきました。

ただ、地域の状況を勘案しますと、4軒の民間の駐輪場業者が有料経営を行っておられるということも現実ございまして、その目と鼻の先で実施することは、民業の圧迫というんですか、そういったことのおそれもあるということもありまして、現在計画しているという段階で終わっております。これからそういったことについて、また開発公社としても検討していく——これは継続ですけども、行っていくということになります。

この案につきましては、当然開発公社の理事会の方でも一応承諾を得るといってもありますので、この方向についてはこれからも継続協議という形で行ってまいりたいと、このように考えております。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 永寿池の下池でございますけども、これの堰堤の修復についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のように、昨年10月に集中豪雨の折に、堰堤の天のところが道路になってございまして、その道路の側溝もないものでございまして、雨がいつときに堰堤を伝って下の水路に落ちたわけございまして、昔そこがごみ捨て場でございますので、表土がかなり灰まじりでやわらかいものでございまして、自重でずったものでございます。

応急処理はしたわけでございますけども、その堰堤の下に事業所とか住宅とかが張りついておりますので、応急処理のままでは不安だということで、周辺の方からの要望がございました。我々もこのままではいけないということで考えておまして、堰堤のしんそのものは固いものでございまして、また、ため池の内りについては補助事業で改修しておるので安全ではございますが、不安感は募るということで、地域と協議の結果、地域の費用的な支援もいただけるということでございまして、30メートルぐらい今年度については補強を行い、改修をしたいということで考えておるところでございます。

議長（奥和田好吉君） 松本君。

11番（松本雪美君） それでは自席より質問させていただきます。

まず最初に、乳幼児の医療費の無料化の問題ですけれども、大阪府が来年度1歳も実施すると、そういうことですから、前議会でも原課の方にお尋ねをさせていただいて、大体0歳児を実施するのに幾らのお金がかかるんだということで、そうすると3,000万ほど要るけれども、府の補助もついて、泉南市の負担は府の補助が出た分は軽くなるということで、1歳児を実施するのに大体1,000万府の補助が出るだろうと、こういうようなお話でした。

だから、今0歳、1歳ということで実施されていますから——市単独でね。それで、ことしは0歳児が府の補助がついたということもありまして、そこで1,000万楽になったわけですね、財政負担がね。来年度、1歳児も実施するというですから、またそこで1歳児についても実施されますと、また府の補助も出るということで、これは本当に仮定の話ですけれども、0歳、1歳で府の補助がざっと見て2,000万つく計算をしても間違った数ではないと、額ではないというふうに私も原課の方とお話をさせていただきました。

そうすると、今まで市独自で実施されてきた制度ですから、大阪府の補助がありということで0歳、1歳児までの補助がつくということですから、1歳児引き上げるのに3,000万かかるとすれば、今まで市が負担をしてきた0歳、1歳分、府の補助が出なかった場合の額と府の補助が出たときの額と、こうして比べてみますと、あと1歳引き上げるのに1,000万あればできるわけですね。ややこしい計算ですけど、そういうことになりますよね。だから、それだけのお金は当然必要にはなってきます。しかし、歳児が上がっていくと医者に通う率も低くなりますから、その点ではもうちょっと額が下がってくるんじゃないかなと、こういうふうに私は思うんですよね。

行財政改革の中にも乳幼児の医療費の見直しだというふうに書かれていますから、私はこれは見直しということであれば、行財政改革の一部として削減する方もあれば拡充する方もあるんだというふうに私は理解をさせていただいて、そういうつもりで書いていただいているのかなと、こういうふうに思ったんですが、全国の状況も紹介さして

いただきました。

それで、大阪府の状況もそうですね。就学前まで実施されている町ですか、2つありましたね、たしか。そして、3歳児まで実施のとも4歳児まで実施のともあります。それから、この大阪府が助成をするということが決まった段階で1歳児ずつ歳児を引き上げています。お隣の阪南市では、ことしは2歳児を実施し、来年は3歳児も実施するというふうに市長の方からお答えがあったそうですね。同じ子供であって、住んでる場所が違って、自治体が違って制度が受けられないと、こういう不公平なことはあってはならないと思う。その市の財政事情もありますけれども、しかしやろうと思えばできることをやらないような状況は、やっぱりこれは私は怠けてると思うんですよね。

先ほども和気議員の方からも、老人医療の問題でも大阪府の老人医療制度、65から69までカットされて、市の財政はそんだけ楽になってるはずやと、そういうふうに十分に今まで要ったお金が要らなくなってるじゃないかと、いろんな面に利用していける財源は十分あるんだと、こういうふうに先ほど和気議員の方からお声がありましたけれども、こういうことを全体で見えますと、市は乳幼児の通院分の無料化の歳児の引き上げについては、何らかの形で前進させていかなばならない。これは全国的な流れの中で、少子化対策、子育て支援、国もそういうことを言いながらずっと今日まで来てるわけですから、その辺いかがでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 乳幼児の再度の質問についてお答え申し上げます。

先ほど松本議員おっしゃいましたとおり、13年度には府が0歳児を補助対象とすると。そして、14年度につきましては1歳児まで補助対象を拡充するというごさいます。ほんまの大ざっぱな計算ではございますが、それによる補助金が今年度0歳児で1,000万、来年度につきましては1歳児で1,000万、合わせまして2,000万ということでございます。

しかしながら、2歳児まで医療費を拡充することになりますと、先ほども松本議員がおっ

しゃっておりましたとおり、ざっと3,000万程度の費用がかかる。差し引き1,000万の負担がふえると。全く府の補助がないときと比べますと1,000万程度が市の負担になってくるということの試算も私どももいたしてございます。

しかしながら、老人医療、それに障害者医療、母子医療、この3医療につきまして府の補助率が8割補助から6割補助というような補助率の引き下げというのがございまして、その影響額がざっと6,000万というようなこともありますので、我々といたしまして、今のこういう財政状況の中では即実施というのはかなり難しい面があるかと、このようなところを考えております。

ただ、現在、先ほども御答弁申し上げましたが、0、1歳児を対象にして助成をやっているところが、今年度につきましては本市を含め10市町ということでございまして、また府下の状況につきましても年齢を引き上げる傾向があるということの中で、我々としても財政状況を見ながら検討していかなければならない。そして、また府の補助対象を就学前まで引き上げてもらえるように市長会を通じて要望もしてあるところでございますので、そういうことの中で今後とも検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 松本君。

11番（松本雪美君） 市の状況というのはどこでも財政的には厳しいですよ。泉佐野だって泉南市よりもっと厳しいのに、もう2歳児まで実施してるじゃありませんか。阪南市だって、来年は3歳児までやると言うてるんですよ。そうすると、財政事情が悪いから今はできないんだと言ってしまうと、それはもうその言葉の裏に矛盾は大きくあるですよ。今の御答弁では、私は当然納得できるものではありません。やろうと思えば十分にできる。

もっとむだを削るところは山ほどあるじゃありませんか。例えば同和教育も見てくださいよ。毎年4,300万のお金——4,100万ですか、11年度決算でもそれだけのお金がそこに使われてて、特別に人材を配置して、特別な事業を、どんなことやってるのかと思ったら、まあまあそれなりに

私たちが納得できるものでもありませんし、その3人もつけた人材が別のところに回れば、別の仕事をしてもらえるわけでしょう。削ってもいけるような事業が幾つもあるのにもかかわらず、それは手をつけない。そこが問題なんですよ。

わずか乳幼児の医療費で1,000万ですわ、1歳児引き上げるのに必要になってくるお金。老人の福祉見舞金や母子家庭の見舞金、それから介護者激励金にまで手をつけようというような、そんな弱い者いじめ、もうやめてくださいよ、市長さん。そして、もっと市民が本当に暮らしを支えていけるように市政がレベルアップせな、市民を守れませんか、これから国の悪政どんどん押しつけられてくる中で。

大きな事業をして、そういう目立つことだけで市民はそれで生活守れるような中身にはなりませんよ。先ほどから、大阪府も歳児を引き上げる、全国的にも就学前までやってるような県や東京都なんかでもそんなんが出てきてるわけですからね。そんなん見て、しっかりとこのことには取り組んでください。いつごろやっていただけるのか、もう一回、これからの見通しとしてどのような見通しを持っておられるのか、聞かしてください。期日を聞かしてください。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） いつからということですが、我々といたしましても先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。我々といたしましても鋭意検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 松本君。

11番（松本雪美君） 市長さんに考え方聞かしてもらいましょうか。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 乳幼児医療につきましては、助成対象を泉南市は0、1で当初からスタートしておったわけです。最近、この年齢を引き上げるところが多くなってきているというのは承知をいたしております。大阪府の方は老人医療には手厚かったわけでありましたが、乳幼児には非常におくられたということがございまして、今回初めて0歳

児について、所得制限つきではありますが、通院の補助をするということになったわけでございまして、来年度には1歳児も補助対象にすると、こういうことをございます。

先ほど来、どのくらい要るかという話もあったんですけども、先ほど和気議員さんの老人医療で助かってるじゃないかという話があったんですが、それは年齢を引き上げていってるというのは、制度そのものが引き上げていってるんじゃなくて、所得制限を厳しくした分について、従前からその対象になってる方々については70歳まで見ていきますよということをございまして、逆に今言いましたように10分の8ある補助が今年度から10分の6に削られるということがあります。

ですから、それが約6,000万ですね。まだ本市は補正いたしておりませんけれども、約6,000万程度必要になってくるということをございます。これが非常に大きなものをございまして、確かに乳幼児だけ見ますと1歳児上げるのに3,000万ということではありますけども、その老人医療の分がかぶってまいりまして大変厳しい状況にあるということをございますので、今すぐというわけにはいきませんが、大阪府も1歳まで来年度引き上げるということをございますし、さらに市長会においては、もっと上まで補助対象にしてくれという要望もいたしておりますので、その動向も見ないとわかりませんが、我々もいたしましても行財政改革の中に掲げさせていただいておりますように、できるだけ——あそこを上げてから削るという意味ではございせんので、むしろサービスをふやすというものも含んでおりますので、そういう方向で御理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、実施時期等については、その辺のちょっと動向も見ないといけないのと、それから既に交付しております保険証の切り替え時期とかの関係もございますので、今すぐというわけにはまいりませんが、行財政改革の中では14年度中といいますか、そういう形で一応今検討してるとい資料、三角、丸で上げてたというふうに思いますけども、その辺を1つのめどにしていきたくて考えております。

議長（奥和田好吉君） 松本君。

11番（松本雪美君） 若い、子育て真っ最中の御家庭に本当に子育て支援ができる制度として生きてくるものにしてもらわないと、利用する人たちが例えば非課税世帯だけだとか、そういうことにならないように、十分に子育てをできるように支援をしていくと。きつい所得制限をつけたりとか、そんなことで今の制度の上に乗っかって利用しやすいものにレベルアップすると、そういうことで私の方からこれはお願いをしときたいと思います。

行財政改革は切り捨てる部分だけじゃないと市長の方からもお答えいただきましたので、そういういいものにしていくということで確認させていただいておきます。市長の今の発言を信頼しておきます。

それから、30人学級の問題と学校図書館の問題ですけど、埼玉県志木市の方では市長みずから、この制度を、25人学級を実施するために県の方へ十分に対応できるようにしてほしいというようお願い文を書いているわけですよ。

1つは、増員される教員の給与などについては希望する市町村が2分の1を、県が2分の1を負担するというところで財政措置を講じていただきたい、こういうようなこともお願いの中に入れて、市長みずから子供の教育、今の現状、この泉南市の現状を見たときでも、いろいろ学校で起こっている問題を解決するためには、少人数学級をつくって子供たちをきめ細かく1人1人面倒を見れるように、そういう教員の配置というのが求められているということですから、当然それはもう皆さんも確認されているとおりでと思うんですね。

だから、市長みずからそういう思いを持って動かれているところも全国の中で埼玉県なんかの例が出てきました。そういう点では市長いかがですか。これは教育の問題で、教育委員会だけにお任せをするのではなく、市長みずから実施するために必要な手だてを尽くしていくということではいかがですか。そういう行動はできませんか。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） これはやはり教育委員会制度という1つの分離された中でのことをございま

すから、まず教育委員会でどう対応するかということが先決でございまして、それを飛び越えて行くということはできません。

議長（奥和田好吉君） 松本君。

11番（松本雪美君） それは当然のことですよ。だから、そこは教育委員会と、そして理事者側とでいろいろお金を計算せなあかん、そういう場所と、それからこういう教育をしたいという教育の方向をきちっと定める教育委員会と、当然2つがセットされて1つの思いがまとまるわけですから、無視をしてやれと言っただけじゃありませんよ。教育委員会のそういう思いが、市長の方にこういうふうにしてほしいんやということで市長の方にお願いがあればやるということですか。教育長いかがですか。その辺はいかがですか。

議長（奥和田好吉君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） いわゆる教育問題につきまして、特に人の問題、先ほど教育委員会の方の吉野部長の方からも答弁をいたしましたけれども、府の方針あるいは国の方針、そして全国、県によりましてはいわゆる少人数学級の定員を改正していくというような方法をとっているところもございまして。

泉南市の教育委員会といたしましても、そのことについては府下の状況も考え、今府がやっております、あるいは国の方から出てきております少人数学級、これはあくまで学級指導ということだけではなくて、生徒指導だとか、あるいは学習指導ということでのいわゆる少人数配置ということで動いておりますので、この辺のところ、国・府の運用を十分利用させていただいて、特に本年度から、平成13年度から始まりました5年計画の第7次改善におきましてのいわゆる加配教職員、これの確保に努力をしてみたいと、このように考えております。

それと、国あるいは府に対しまして、今現在文部科学省の基準は40人学級定数ということではございますが、このことを弾力化するとはいいながら、現実の問題、毎年的人数を挙げての第7次改善あるいは第6次改善というような形でずっと続いてきてはおりますけれども、本来的な学級定数を引き下げていただくような形の要望も、これ

もあわせて国・府にも基準の編成をもう少し明確に出していただきたいという要望は上げてございます。

これは市町村長の要望としても上がっておりまして、教育長協議会の方としても要望として上がっております。そういったことをあわせて要望はしてまいりますが、今現在文部科学省並びに府の基準でやっております第7次改善を最善の努力をしまして獲得してまいりたいと、このように考えてございます。

議長（奥和田好吉君） 松本君。

11番（松本雪美君） 今までのその状況はよくわかってるんですよ、私はね。その第7次改善で、そして何人の先生が余分に配置されるかということになると、さっきは何か4人ぐらいとかおっしゃってましたでしょう。1年にそれぐらい来たって、その学校全体に対して本当に反映していく中身にはなりませんわ。各学校でたった1人の人が配置されて、余分に配置されてもね。その人がどう生かされるんかという、なかなかそれは全体に反映していきませんよ。

だから、今山形県でも埼玉県でもこういう動きが出てきて、そしてその文部科学省の言うのは、さっきも言いましたけど、各地域のいろいろの子供たちの状況、そういういろんな状況を勘案して、必要とあるならば定数を40人以下に下げてもいいんだと、こういうふうに文部科学省は言ってるわけですよ。そこの地域、地域の状況によって必要とあるならばそれも認めていきたいと思いますという措置を法律で定めたわけですよ。

だから、私はその部分は大いに生かして、志木市のように市長みずから——教育委員会とお話し合いもされてるでしょう、当然。そういう要望を出して、みずから教育を守る立場にお金を出す理事者の方も立とうと言って努力されてるわけですから、そこを私は言ってるわけですよ。市長さんはさっき、教育委員会を乗り越えることはできないとおっしゃってるわけやから、教育委員会でもそのことを論議してください。教育長、いかがですか。それは1点でいいですわ、返事下さい。論議してください。

議長（奥和田好吉君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 先ほどから同じ答弁になるかわかりませんが、教育委員会でも論議はいたしますが、これは今のところ国・府に対しましてのいわゆる第7次改善、これの確保に最善を尽くしたいと。あわせて、40名の定数を30名——30名ということになるかどうかかわかりませんが、この方の要望も引き続いてやってまいりたいと、このように考えてございます。

議長（奥和田好吉君） あと4分です。松本君。

11番（松本雪美君） じゃ、最後になりますけれど、図書館の問題ですが、今学校の図書館の利用度というのは、ほんとにどのくらい利用されてるかということで資料も出してくださいとお願いしても、蔵書数は出てきましたが、利用度は十分出てきません。そんな状態ですわ。学校の図書館も見せていただいたけど、古い本がいっぱい並んでいて、図書館も子供たちが本当にそこでくつろげて本を読めるような状況になっている学校は本当に数少ないです。

そんな状況で、学校に図書館を整備して司書を配置するという事は15年ですね、2003年、それまでにやり上げんといかん課題なんですよ。今2001年でしょう。あと2年しかありませんよ。やり上げていくということであるなら、今から準備をせないかんと思うんですね。司書教諭は配置をして兼任だとおっしゃいますが、兼任の先生にどうして図書館の役割を果たせる仕事ができますか。専任だからこそできるんですよ。

最近、ことしからですか、鳴滝第一小学校かな、自動車図書館が鳴滝第一小学校に停留場を設けて、そこで子供たちが本を借りる行為をしているということで、図書館もそういうサービスをしているわけですよ、今。学校へ行けば子供たちがどんどん喜んで本を借りてくれる。学校の中に本がないから、そういうことも必要やということであるいろいろサービスの実態をつくっていかれたわけですね、図書館員さんが。いいことですわ。

もっとレベルアップしましょうよ、これから。図書館に本も十分標準冊数そろえてる学校というのは3校ほどしかないでしょう。児童数掛ける何冊とかいうことで標準冊数出てる学校は、3校しかないでしょう。十分に本もそろっていないじゃ

ありませんか。施設も悪い、本もそろっていない。司書はない。これで子供たちの読書教育できますか。阪南市は今度の9月議会で、図書館の司書は全校に配置する、こういうふうに岩室市長は結論を出しはったそうですよ。市長いかがですか。その辺、当然必要な教育行政にお金を出す気はありますか。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まちそれぞれ特徴があるというふうに思います。我々のまちというのは、やはりまち全体、市民生活の安全、利便性、あるいは今おっしゃったような教育の問題もありますが、福祉の問題とか、さまざまな角度から1つの行政体というのはでき上がってるわけございまして、そこ1点にして他をそのまま置いておくということも許されないわけありますから、バランスよく構成をするということでございますから、その中で最大の努力をするということになるというふうに思います。

以前から教育委員会でもお答えしてたというふうに思いますが、先行して——全校というのは今ほとんどないと思いますが、1カ所あるいは2カ所配置をされているところについて視察をして、それらのデータも収集するという事で、教育委員会の方でもそれはこの前終えたというふうに聞いております。ですから、それらも含めて教育委員会ともまた十分話をしていきたいというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） 以上で松本議員の質問を終結いたします。

3時50分まで休憩いたします。

午後3時18分 休憩

午後3時52分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 上山 忠君の質問を許可いたします。上山君。

10番（上山 忠君） 市政研究会の上山です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問してまいりますので、答弁におかれましては簡潔明瞭をお願いして、質問に入らせていただきます。

質問の1、行財政改革についてお尋ねします。



6月議会で(案)新行財政改革大綱実施計画書を示されました。(案)が取れ、実行に移すのはいつなのかの問いに、7月に推進本部を開き、その中で計画書という形で作成してまいりたい考えですとの答弁でありましたが、今日この時点ですのように進行しているのかをお示ください。

また、市民、有識者の意見を広く聞くために行財政改革推進委員会を設置されていますが、委員会の構成、開催回数、主な意見はどのようなものであったのか、お示ください。

質問の2、泉南地域広域推進協議会の公開討論会が泉南市の文化ホールで開催されましたが、本協議会の目的と向井市長が発言された道路軸の整備、地球環境(温暖化防止)に貢献できる低公害車の導入推進について、また環境、観光、交流のトリプルKについてどのような考え方であったのか。また、5市3町の緊急を要する課題、つまり行財政問題については別物として議論の対象にならなかったのかどうか、考え方についてお示ください。

また、5市3町での広域行政のあり方としてどのような項目が検討されたのか、されなかったのか、されたとすればどのようなことであったのか。広域行政の終着点として、市町村合併があるのか、考え方についてお示ください。

質問の3、介護保険制度についてお尋ねします。

介護保険制度が施行され1年半が経過し、1号被保険者の保険料が本来の保険料となり、10月1日より徴収されますが、府下上位の高額の保険料金3,350円を今後も徴収されるのですか。保険者はあくまで自治体、つまり泉南市なのです。生活保護基準ぎりぎりの生活を送っておられる境界層の方々の低所得者に対する減免措置について、何ら講じられないのですか。講じるとしたらどのようにされるのか、お示ください。

次に、要援護高齢者対策についてお尋ねします。

介護保険制度では、要介護認定を受けて介護の必要な人になれば、当然ですが、介護保険サービスを使えますが、地域には要介護認定で介護の必要はないとされても、何らかの支援が必要な人がいます。例えば、ひとり暮らしの高齢者や高齢の夫婦だけで生活している世帯、さらに痴呆や寝た

きりの家族を介護している人たちである。この人たちは、地域の支えを必要とします。行政として、この要援護高齢者対策についてどのようにされているのか、お示ください。

質問の4、行政の説明責任についてお尋ねします。

まず、水道料金の値上げに市民にどのように説明されたのかお聞きします。6月号の「広報せんなん」に、7月1日より水道料金が改定されますとの記事が記載されているが、それに基づいて7月と8月の水道使用量・料金等のお知らせをもとに料金を計算してみますと、8月分は簡単に計算できましたが、7月分の計算ができませんでした。市民に負担を強いるための改定であれば、もっとわかりやすく説明するべきではないのでしょうか。

また、介護保険料納入通知書の裏側の介護保険料の根拠その他を読んで、この通知書をもらわれた1号被保険者の何人の方が理解されるでしょうか。情報公開条例が制定され、行政の説明責任がより大切となってきています。行政はなぜもっとわかりやすい説明ができないのですか、お示ください。

質問の5、成人保健事業についてお尋ねします。

この事業は、行政が市民の健康を守るための支援の一環として行われている事業と理解します。そこでお聞きしますが、以前は単独検診のみであったが、受診率が上がらず、複数の検診項目を集めセット検診とし、市民の方々が受診しやすい体制をとられた結果、好評で、電話申し込みと保健センターに直接来ての申し込みとあるが、多数の申し込みで電話はつながらず、保健センターまで行かなければ申し込みができない状況となっております。来年からは往復はがきで、多数のときは抽せんするということですが、行政は市民が病気予防のためセット検診を要望しているのに、申込者が多いからといって制限するのはいかがなものか。市としての考え方についてお示ください。

最後の質問で、府道250号線、鳥取吉見泉佐野線の菟砥橋から樽井5号踏切の間の交通安全対策についてお尋ねします。

この道路は、府道63号線泉佐野岩出線から尾崎方面への迂回路として、近年とみに自動車の交

通量が増加し、自転車通行者、歩行者の安全が脅かされており、地域からも要望が出されて久しいが、それらしき対策が打たれていません。市は、地域住民の要望を受けて、市としてこれまで何をしてこられたのか、道路管理者の大阪府にどのような対策を求め、府はどのように地域住民の要望にこたえようとしておられるのか、お示してください。

あすの天気は変えられないが、あすの泉南市は変えられます。そのためには行政として何をすべきか、答えは既に出ています。あとは直ちに行動に移すべきであります。あすの泉南市政を期待し、壇上での質問は以上で終わります。答弁次第で自席にて再質問を行いますので、よろしく願いいたします。

議長（奥和田好吉君） ただいまの上山議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、私の方から質問2の泉南地域広域行政推進協議会の公開討論会の件について御答弁を申し上げます。

7月22日に泉南市の文化ホールで行いました第3次泉南地域広域行政圏計画策定記念公開討論会でございますが、上山議員も御熱心に最後までお聞きをいただきましてまことにありがとうございます。

本討論会は、岸和田市以南の5市3町で実施しております泉南地域広域行政推進協議会が第3次の圏計画を策定した記念に実施をされました。圏域の5市3町の市長、町長が一堂に参集しまして、圏域の将来像、「自然と歴史ははぐくみ未来をひらく臨空交流圏“泉南”」に向け、「大いに語る臨空交流圏の地域づくり」というテーマで実施をいたしました。おかげで圏域の方々を初め、他の地域からも多数の御参加をいただいたところでございます。

このような討論会は、平成6年、関西国際空港の開港を記念して実施されて以来2回目の開催でございます。1回目の討論会での市長、町長の合意事項といたしまして、公的病院の医療格差の解消ということが合意されまして現在に至っております。今回も市長、町長が討論を重ねる中で、環境、観光、交流

の3つのKのテーマを出して、それに絞って討論会をさしていただきました。

この泉南地域広域行政圏と申しますのは、いわゆる泉南地域5市3町で構成されておりまして、この圏域でもって広域的な行政を推進していこうという団体でございます。

今回、第3次で圏域の将来目標として掲げておりますのは、この地域というのは非常に自然環境に恵まれた地域であるということから、豊かな自然環境及び歴史的環境を最大限に活用した圏域づくりを推進するということが1つ。それから、関西国際空港が沖合に開港いたしておりますので、この関西国際空港を活用した、またその持つ機能から多くの人々が訪れるという、人、物、情報が集まるという地域であるということから、今後一層こういう動きが活発化するということでございます。したがって、関西国際空港のフロント地域、エアポートフロントと位置づけまして、人、物、情報の交流機能を生かした圏域づくりを進めるというのが2点でございます。

もう1点は、地方分権と広域行政の推進が進められる中で、この地域をより個性を確立した中で、一方ではお互いの連携をとって圏域の発展につなげるということから、5市3町が連携をいたしまして広域行政の一体的な圏域をつくるということを一つの視点といたしてございまして、その中から先ほど言いましたような「自然と歴史ははぐくみ未来をひらく臨空交流圏“泉南”」というテーマでまとめたものでございます。

それを1つのテーマといたしまして、その中から環境と観光と交流と3つのテーマを選んでそれぞれで議論をしたわけでございます。何分、5市3町という8人がパネリストとして出ておりました関係上、問題提起もそれぞれ役割分担をする中、あるいは時間的制限、それと節度ある発言ということから、機会均等をできるだけ図るということに配慮しながら行ったところでございます。

その中で、私の方からは環境問題について、岸和田市長さんからはまちの環境美化という御提案があったわけでございますが、私は環境問題の本質というのはやはり地球環境問題であるという視点から、当面取り組めるもの、市長、町長の決断

によってすぐにも実行できるものとして、環境に優しい商品の購入、いわゆるグリーン購入と、公用車の買い換え時の低公害車の導入ということ、本市では既にやっておりますが、5市3町として全体的にこれを進めてはどうかという提案をさせていただきます。

幸い、この案については最終的な賛否の中で全員合意で取り上げていただきまして、既に先行いたしております私どもに対しまして、近隣市町から特に低公害車の導入とかグリーン購入の方法ですね、これについての問い合わせも参っております、来年度からの実現に向けて検討したいという、非常に力強い、心強い検討をしていただいているところが出てまいっておりますので、1つの大きな成果ではなかったかというふうに思います。

それから、観光という問題につきましては、当然泉南地域の観光全体、連携という問題はあるんですけども、私の方からは1つ山を越えた紀北、例えば根来寺とか華岡青洲の里とか、すばらしい観光資源もあるわけですから、この泉南地域と紀北と一体となったような連携、ネットワークを組む必要があるのではないかとこのことを提案させていただきます。

そのためには、当然それを結ぶ交流も含めてですが、人の行き来が十分できるような道路交通網の整備とか、そういうハード面の整備も必要だということを申し上げたところでございます。

いずれにいたしましても、今回のこのシンポジウムが後で回収いたしましたアンケート等によりまして、一定の成果が認められたということでございますので、大変うれしく思っている次第でございます。今後は、ここで合意した事項について、やはり5市3町で連携して実現をさせていくというのが一番大切だというふうに思っております。

それと、広域行政と合併という御質問がございましたけれども、これは会場から質問をちょうだいいたしまして全体で21通の質問書がありましたけれども、そのうちの10通がこの市町村合併についての御質問でございまして、その大部分がこの5市3町を1つのまちとして合併したらどうかという意見がほとんどでございました。

これについてはなかなか答えにくい問題でござ

いましたけれども、私、会長という立場で御指名がありましたので、現状なり今大阪府の他市の動きも含めてお話をさせていただきましたし、またそれだけ関心が高いということと、関心を持つべきであるということを申し上げたところでございまして、非常に大きな——会場にいられた方の御質問でございますが、この合併問題というのは21通のうちの半分を占めたということでございます。

いずれにいたしましても、この広域行政圏というのは広域行政を推進していくという1つの組織でございますので、即合併ということでもございませぬけれども、1つの圏域ではございますので、今後この中で幾つかのそういう動きが出てくる——事務的にやっておられるところもございまして、私どものように2市1町で勉強会を立ち上げたところもございまして、いずれにいたしましてもこの泉南地域全体の1つの課題として、この第3次の泉南地域広域行政圏計画を策定した次第でございます。また、機会があればこういうシンポジウムなり他の方法も含めてこういう機会をまた設けていきたいと、このように考えております。

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 上山議員御質問の行財政改革について御答弁申し上げます。

行財政改革の進捗状況ということで御答弁申し上げます。本市では、平成9年度から実施の第1次行財政改革に引き続きまして、本年2月に新行財政改革大綱を策定し、平成13年度から平成15年度の3カ年を実施期間とする実施計画に基づき、鋭意行財政改革に取り組んでいるところでございます。

御質問の行財政改革推進委員会でございますが、この推進委員会は外部の方の意見や助言を今後の取り組みに反映させるため、市民や各種団体の代表の方を中心に設置いたしましたものでございます。推進委員会の構成でございますが、学識経験者1名、市民公募委員2名、行政経験者1名、及び区長会や商工会などの各種団体からの代表6名の計10名で構成しております、第1回の委員会につきましては、去る9月5日に開催したところでございます。

今回の委員会は初回ということでございまして、本市の行財政改革の取り組み状況、財政収支見通し、新行財政改革大綱及び実施計画について御説明させていただき、本市の財政状況や取り組み等について委員各位の御理解を得られたところでございます。また、今後は年に4回程度の委員会会議を開催していただき、生活者としての市民の視点での貴重な意見や助言をちょうだいいたしたいと考えております。

次に、行財政改革に関する内部組織の充実についてでございますが、本年10月1日からの組織機構の改編により、従来の財政課の中ではなく、別組織としての行財政改革推進室を設置し、体制の整備を行う予定となっております。市長のリーダーシップのもと、行財政改革推進本部を中心としてこの新行財政改革を推進してまいりたいと、このように考えております。今後とも、行財政改革の推進はもとより、健全な財政運営の確立を目指し可能な限り努力してまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。  
健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） それでは、私の方から質問事項の中で介護保険についての中の1号被保険者の保険料について、そして要介護高齢者の支援体制について、それから行政説明責任についての中の介護保険料について、それからセット健診についてを御答弁申し上げます。

第1号被保険者の保険料につきましては、昨年からは実施してまいりました介護保険制度の円滑導入のための特別対策のうち、保険料軽減措置が本年9月をもって期限切れとなります。これについては、毎年6月に65歳以上の方全員に送付する介護保険料納入通知書や、10月号の広報紙でお知らせすることとしているところでございます。

一方、保険料の満額徴収に伴い、特に低所得者については保険料負担がより一層大きくなり、場合によっては生計の維持が困難となるおそれもございます。このことを踏まえ種々検討した結果、本年10月をめどに介護保険制度の趣旨に抵触しない範囲内で減免措置を実施するよう作業を進め

ているところでございます。

本市においては、昨年からは第1段階の老齢福祉年金受給者のうち、生活困窮者について減免措置を規定しておりましたが、今回新たに第2段階の生活困窮者に対しても減免措置を適用することとしたものでございます。この減免措置の概要については、世帯の年間収入が120万円以下で、資産等活用してもなお生活が困窮している状態にあることなどを対象として第2段階の保険料を第1段階の保険料額に減額するものでございます。細部については今後詰めなければならない点もございますが、10月1日施行をめどに鋭意取り組みを進めているところでございますので、御理解のほどお願い申し上げます。

続きまして、要介護高齢者の支援体制について御答弁申し上げます。

現在、高齢者福祉課におきまして、高齢者の支援のためさまざまな事業を展開しております。事業内容につきましては、介護予防と自立支援、それと高齢者の介護の支援の2つがございまして。介護予防と自立支援関係では、平成12年度より街かどデイハウス事業を実施し、住みなれた地域の中で、老いても自分らしく生活できるよう楽しく集える場所をつくり、地域住民の手づくりサービスを受けてもらい、お互いの交流を図っていただくなど、11の事業を展開しております。

高齢者の介護支援関係につきましては、寝たきり老人無料整髪事業、寝たきり老人紙おしめ給付事業など5つの事業を展開しているところでございます。また、平成13年度より徘徊高齢者家族支援サービス事業、寝具類等洗濯消毒サービス事業の2事業を新たに実施することといたしてございます。

続きまして、介護保険料についての通知広報等について御答弁申し上げます。

介護保険料の周知につきましては、市民税の賦課決定状況に基づいて介護保険料が決定される仕組みとなっております関係上、毎年6月中旬に介護保険料納入通知書を対象者全員に送付することとしております。特に本年については、10月からの保険料が本来の満額徴収となりますことから、納入通知書の裏面に介護保険料の根拠その他

として、そのことについて記載をし、6月15日付で65歳以上の方全員に発送いたしております。また、10月からの保険料の満額徴収については、昨年来機会があるごとに周知をしておりますが、10月号の広報でも周知を図ることとしているところでございます。

介護保険制度は誕生間もない新しい制度でございますので、まだまだ周知徹底されているとは言えませんが、今後とも種々の方法で周知を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、セット健診について御答弁を申し上げます。

保健センターでは、平成11年度より受診率アップのため、すこやか健診等のセット健診を行ってまいりました。男性向けには基本健診、各種がん検診をセット健診で、また女性には基本健診、歯科健診、乳がん及び子宮がん検診並びに骨密度測定等のいろいろな検診がうけられるセット健診を行っております。また、受けたい検診のみ選んで受診できる単独健診も行っております。そのほか、市内のかかりつけ医及び医療機関で受診できる個別健診も実施しております。

平成12年度の受診率は非常にアップしており、市民の健康に対する関心が高く、本年度のセット健診も受け付けわずか30分足らずで定員をオーバーしており、保健センターとしては、健診の申し込みについては定員があるので受診機会の平等性を考えますと、来年度より抽せんにせざるを得ない状況でございます。

今後、健診回数及び健診日と内容について検討課題であります。特に乳がん検診の専門医の確保は今年度よりさらに困難が予想されております。また、検診車の確保についても他市町村との調整が必要であり、日程の大きな変更は大変難しいのではないかと考えております。

また、保健センターでの母子保健事業や他の保健事業も多く、健診回数の増加が見込めない状況にありますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

なお、セット健診を受診できない方のために、市内医療機関で個別健診も実施しておりますので

ご利用いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

私の方からは以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 議員御質問の行政説明責任についてのうち、水道料金の値上げの部分につきまして御答弁を申し上げます。

7月1日から新料金になりました水道料金改定のお知らせにつきましては、議員御指摘のとおり「広報せんなん」6月号に掲載をいたしますとともに、7月号の配布時にチラシで全戸配布を住民の方々にPRを行ってまいりました。内容といたしましては、他市の広報等も参考にさせていただきます。料金改定の要旨、新旧料金の比較表、新料金の計算例などでございます。

また、水道メーターの検針が各地区ごとに異なっておりますので、7月1日以降は新料金で日割り計算となります旨のお知らせをあわせていたしております。使用者の方々からは、広報の配布後や新料金の日割り計算が入ります7月と8月の水道メーター検針時に多くの問い合わせをちょうだいいたしました。その都度料金改定の要旨や新料金の日割り計算分につきまして御説明をさせていただき、御理解、御協力をお願いしたところでございます。

PRの内容がわかりにくいという御指摘ございました。今後も市民のPRにつきましては、内容等についてなお一層わかりやすくお知らせできるように検討、努力をいたしたいというふうに考えております。御理解、御了承賜りますようお願いを申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 菟砥橋から南海電鉄の樽井5号踏切までの安全対策についてお答えをさせていただきます。

昔の紀州街道でございます府道の鳥取吉見泉佐野線は、道路も狭うございまして、歩道も設置されてないということで、また最近府道の泉佐野岩出線が供用されたということに伴いまして、通過交通が増加してるということでございます。

沿道住民の方には、その府道にかなりの支線としての市道が張りついていると申しますか、交差し

ておりますので、安全上問題があるということでございます。特に児童の通学については危険を伴うのではないかなという部分もございますので、かねてから道路管理者でございます大阪府に対して、樽井5号踏切の拡幅の要望と、あわせて改善を強く要望しておるところでございます。

歩道の設置につきましては、住宅が密集しておりますし、用地の取得を行って歩道の拡幅をするという部分については不可能な状態でございますが、暫定な処置といたしまして、側溝のふたがけとか、外側線の設置等を行い、交通安全対策に努めたいと岸和田土木事務所より報告を受けておるところでございます。

なお、この問題を解決するには、りんくうタウンの外周道路を整備して、交通量の緩和を図ることが先決であると思います。現在、企業局において防潮堤の撤去作業が昨年からは岡田地域の方から行われております。これらを後追いで外周道路の整備を行うということになっておりますので、それまでかなりかかるとは思います。面的な整備については、男里の浜の地域ですけど、あの一帯の交通アクセスも検討いたしまして、安全な方策を講じていきたいというふうに思っております。

議長（奥和田好吉君） 上山君。

10番（上山 忠君） 答弁が抜けてるんですけども、公開討論の中で財政問題について検討されなかったんかどうかということが抜けてますんで、お願いします。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 財政問題は個々自治体によって違いますので、全体としての検討はいたしておりません。

議長（奥和田好吉君） 上山君。

10番（上山 忠君） それでは、順次再質問させていただきます。

まず、公開討論会での市長発言ということで、市長から答弁いただいたわけなんですけども、将来夢のある地域行政をつかっていこうということで、各5市3町の首長が集まって、将来はこういうふうな形で持っていきたいなという、そういう希望を述べるような席であったかなという形で、さきの答弁聞いた中で、それをいかに実現に向け

てやっていくのが市長の手腕だと私は思っておりますんで、今後ともそれに向けて市長自身頑張っていただきたいと思います。これは要望にかえさせていただきます。

行財政改革ですけども、6月あってから9月まで期間としてはかなり短い期間ですから、どれが何やいうことじゃなしに、やはり案という形で提案され、その案が実際の実施計画になったよという時点で、やはりそれなりの形の活動をしていかなければ、「広報せんなん」に上げてるように新行財政改革大綱実施計画を策定という形で1面に堂々と載せておられます。この計画、第2次のこれをやらなければ泉南市は行政的、財政的に破綻を来すよというふうな形の中で、こういう形で3カ年やっていくよという形の中で、既にもう半年過ぎるわけなんですわね、これで。

そしたら、今年度にやるべきあれで、効果として2億8,900万という形の中で上げておられるんですけども、あと半年間でこれだけの効果金額が上げれるんか。それと、あと14年度、15年度でそれぞれの金額を上げておられるんですけど、やはり決めてやろうとした改革のスピードをもっと上げていかなければ、ただやります、やった結果ができませんでしたというふうな形になってきたら、結局今この案をつくった時点より財政的にはもっと厳しくなってくると思うわけです。

合併問題しかりですよ。政府は17年の3月末をもって合併できない市町村に対しては、やはり交付税等々のあれも減らしていくというふうに明言しておられるし、その時点で合併ができなかったとすれば、そういう財源、今まで地方交付税とか何とかで国からおりてきたお金が減ってくるよという形のやつも当然予想されるわけなんですわ。

そういうことを踏まえて、この計画を立てた状態よりもっと厳しくなってるよと、現状は。それから、その現状を踏まえた中で、もっとこの改革のスピードを上げていかなければならないという時期に、この行財政改革推進室を10月1日から新設し、市長直轄でやっていくということで説明あったわけなんですけど、そういう形の中でももう少しスピードアップをしていかなければ、今のこの世間の動きについていけないんじゃないかと思

うんですわ。

それと、もう1つ、行財政改革推進委員会ですが、計10名の方の意見を聞いて、その意見を反映させてこの行財政改革をやっていこうという形の答弁だと理解しております。そういう中で、9月の5日にこれを開催したということですけども、いろんな厳しい意見が出てきたということも聞いておりますけども、やはりこういう民間の人を入れたような、市民の意見を聞くような委員会の提言をすぐ実行に移せるような形でやっていかんと、やはり最初申したようなあれで、絵にかいたもちみたいになってくるんじゃないかと思えますんで、その辺のところについて再度答弁をお願いします。議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） これからの行財政改革の要するに進行管理という御質問であると思いません。

先ほど答弁させていただきましたように、この行政改革につきましても、今度民間の方々の意見を聞きながらこの行政改革を推進していくという取り組みをしていくわけでございます。この9月に第1回を開催したところでございますけれども、1回目は要するに泉南市の状況でありますとか、あるいは行財政改革大綱の目指すことでありますとか、そういったところを説明させていただきました、そしてその中で一定御意見もちょうだいいたしました。

特にどういう形で質問があったかといいますと、その各項目をこういった丸、三角で表示してます。そしてこれからこういった事業を見直していくというような議論がありまして、その中である項目について質問があったということもあります。ですから、今後10月から行財政改革推進室が設置されまして、また専門的にやるという体制もとられますので、これからこの改革のスピードというんですか、それは上がっていくものと我々は考えております。

それと、この改革の実施計画については、広報で各項目について市民の方々に周知したということもありまして、こういった事例は今回初めてではないかなと思います。ですから、当然市民の方々もこの泉南市がこれからどういうふうにして

いくかということについては、常に目を光らせているということもございまして、我々としてもこの問題については真摯に取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 上山君。

10番（上山 忠君） 今の答弁で、今後の活動を期待してずっと見守っていきたくて思っております。一番困るのは市民であるということですね。この行財政改革が達成できなければだれが一番困るのかというのは、市民なんですわね。市民のために行政は何をすべきかということは既にわかっているわけですから、そやからスピードを上げてやってもらうことをこれは希望として言っておきます。

次に、1号被保険者の保険料と要援護高齢者の支援体制についてですけども、私が問うたのは、境界層の人をどういうふうな形で援助していくかということを問うたわけなんですけど、今の答弁であると、これ1から5段階まであります。1段階は基準額月3,350円、年間4万200円ですかね。それに対して50%の人が第1段階という形で減額、減免されてるわけなんですけども、その上の先ほどの答弁をお聞きしますと、第2段階の人が今基準額の75%を50%にして、第1段階と第2段階の人と同じような位置づけで減免しますよというふうな答弁に私は聞いたんですけど、その辺はそういう理解でよろしいんですか。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 御答弁申し上げます。

第1段階の老齢福祉年金受給者のうち、生活困窮者について減免措置を今まで規定しておりましたところ、今回新たに第2段階の生活困窮者に対しても減免措置を適用するというところでございまして、第1段階の保険料にするということでございます。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 上山君。

10番（上山 忠君） ということは、要は第1段階の方については今までにそういう減免のある程度の処置をとってるということで、今回新たに

10月1日を目標に第2段階の方で120万以下の方について第1段階と同じような方の50%、つまり2分の1減額をやっていこうと、そういうことですね。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。  
健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） お答えします。

年間収入が120万以下で資産等を活用してもなお生活が困窮な人ということでございまして、第2段階の保険料を第1段階の保険料額に減額するというものでございます。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 上山君。

10番（上山 忠君） 理解できました。

次に、要援護高齢者の支援体制は、基本的には街かどデイハウス事業をやっていくという中で、11の事業を展開していくということでしたけども、街かどデイハウス事業については、新ゴールドプランの中で中学校区に1個ずつつくっていくというふうな形が出てきておったと思うんです。それに対して、今泉南市ではこの街かどデイが2カ所、それと今年度中に1カ所開設されるような話をいろんな機会を通じて聞いてるわけですけども、最終的にはやはり中学校区に1個という考え方の中で、街かどデイハウス事業を機軸として今まで出てきた11の事業を展開していくということでよろしいんですか。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。  
健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 街かどデイハウス事業についてお答えします。

基本的には中学校区に1カ所という考え方でございます。現在、新家に桜という街かどデイハウスをやってるところがでございます。それと樽井に泉南ふれ愛の里、それと牧野の方に泉南ふれ愛の里、これは分室でございますが、現在3カ所ございます。

それと、来年度、来年4月からになりますが、鳴滝老人憩いの家で街かどデイハウス事業を行うということで、それができますと4カ所ということになる予定でございます。あと、西信地域については今のところございません。基本的にはそういうような考え方で整備を図りたいと、このよう

に考えてるところでございます。

議長（奥和田好吉君） 上山君。

10番（上山 忠君） 理解できました。ある程度、これ中学校区に1カ所という基本的な計画がある中で、今3カ所、来年1カ所ということで、地域に多少偏りがあるわけなんですけども、それはやっぱり全市的にある程度公平、平等的な形で計画やっていただきたいと思っております。

それと、行政の説明責任についてですけども、先ほど水道料金の値上げについて私壇上で言ったんですけど、さっき言ったのは、私の家のポストに入ってた通知書を見てちょっとお話ししたんですけども、これですわね。水道使用量・料金等のお知らせということで、13年7月分、13年8月分という形で通知がありました。

先ほど答弁された中で、個別にこの表とお知らせと、これに関するパンフレットを入れましたという答弁があったわけなんですけども、私がこの表をポストから引き上げたときにそういうパンフレットは入ってなかったんですけどね。

それと、先ほど壇上で言ったように、こんな計算したのおれだけかいなと思うんですけども、一遍7月分どういう形で計算されたんかなということと計算してみました。そしたら、広報に書いてるような形で、7月分については日割り計算でいきますよという形で、日割り計算でしてみました。そしたら、請求金額と合わないということは、私の計算の仕方が悪いということは、行政の説明が悪いんじゃないかと、私はそういうふうに理解したわけなんですけども、ちょっとこじつけ的なところはあんですけどね、8月分についてはこの計算例でいったらびつたし合うわけですが、請求金額と。

しかし、7月分については旧料金と新料金がありますから、新料金になったところは日割り計算でいきますよというふうな説明なんで、それに従っていくと金額が合わないということで、私のやり方が悪いというふうにとらまえてもそら仕方ないんですけど、しかしやはりこういう形で平均的に25%程度の水道料金の値上げをされたわけなんですわ。そしたら、やっぱり市民にそれだけの負担を強いるのであるならば、値上げについての



値上げの計算の根拠だけはやっぱりはっきりさしていただきたいと思うんですわ。それについて再度。

議長（奥和田好吉君） 山野水道部長。

水道部長（山野良太郎君） 再度の御質問でございます。確かに、広報については6月号ということで、チラシにつきましては、7月号の配布時に一緒に全戸配布をさせていただいたということでございます。

それと、7月分の使用水量について議員が計算をしたが合わなかったということで、決して議員が間違ってたというふうには思いませんけれども、7月分につきましては、先ほど御指摘のありましたように日割り計算が入ります。また、7月分の使用水量分については消費税もかかってくると。計算上上乘せをするということございまして、確かに計算がやりにくいという点がございまして、個々にこれをPRするという点につきましては、技術上非常に難しいかなというふうには思いますけれども、今後できるだけ平易に、わかりやすく、特に文面等についてはわかりやすくPRするように努めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 上山君。

10番（上山 忠君） 一応それで理解しました。

それで、あと介護保険料の関係の通知の件、ちょっとこれ、泉南市長向井通彦からそれぞれの人に介護保険1号被保険者に配布されたやつですわね。その裏側を見ますと、先ほど言ったように、介護保険料の徴収は平成12年10月から始まりましたが、平成13年9月までは本来の保険料の半額となります、このため保険料の年額としては平成12年度は本来納める保険料の4分の1の額になり、平成13年度は本来納める保険料の4分の3の額になり、平成14年度以降は本来納める保険料の額になります、ということを書いてあるわけですね。

しかし、これを見て、世間一般で言うように、この半額の減額措置はこの9月30日で切れて、10月1日からは全額徴収ですよということで、最近新聞等々にも盛んに載ってるわけなんですわね。これを見ると、平成13年度は本来納める保

険料の4分の3の額になりということを書いてるんで、13年度ということは来年の3月31日までが13年度でしょう。そういう中でこういうわかりにくい文章でもってそういう1号被保険者、65歳以上の方に送って、そしてこの裏を見てこれが理解できるんですか。私もこれ図式にかいてみてやっと理解できたんですけどね。

一般の人がこういうものを見て理解できるようなやつを、先ほどの水道のところで申しましたけれども、行政はやっぱり市民の目線に立ってこういう行政文書、いろんなやつをつくっていかんとあかんのですわ。そうじゃないと、これは上から通達が来たとおりに書きましたと言うところで、この文書を理解できる人が泉南の市役所の中に何人いるんですか。

私がばかかどうかわらんけど、私よう理解できなかった、この文章を見て。こういうやつは、やっぱりある程度泉南市がそういう人に出す場合は、図式か何かを使って、この期間が4分の1で、この期間が2分の1で、この期間が何ぼになるというふうな形の書き方をしていかと、やはり今後いろんなこういう福祉もある程度厳しくなっていく中で、やっぱりそういう行政の説明責任というのが今後より重要になってくると思うんですわ。その辺についてはどういうふうに考えておられますか。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 私も納入通知書の文面を見て、確かにわかりにくいということでございます。そのような中から、これだけじゃなくして、この通知書だけじゃなくして、広報にも案内というんですか、説明をさせていただき予定にいたしてございます。この満額徴収につきまして御理解をいただければ収納率にも影響が出てくるということでございます。広報紙につきましてはこういう文面的なことはやめて、何月から幾らになりますよともう金額表示で、広報に載せる原稿を持っておるわけでございますが、第1段階の人については10月から毎月幾らですよ——普通徴収の場合ですわね。10月から毎月1,800円やったら1,800円、それから特別徴収の方につきましては、10月分では第1段階

では3,520円、それに12月、2月については3,300円と、金額であらわして、だれでもわかるように広報でもって通知をさせていただきたいと思しますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） あと3分です。上山君。

10番（上山 忠君） これ、ほんとに重要だと思うんですわ。行政情報を市民にいかにわかりやすく伝えるかというのが、その行政の施策が成功するか成功せんかという瀬戸際のところであるわけなんですわね。そういう中で、やはり今後もあるんな行政情報があると思うんですわ、市民に対して。そういう中で、やっぱり市民がわかるような形の行政情報を出してもらわんと、市民の知る権利、それから行政の説明責任という大きな2つの動きの中で、やっぱり行政としてちゃんとかいう形でという、わかりやすく説明するのが僕は今後より重要となってくるんで、今後「広報せんなん」等に載せられる各部署の方々についても、わしとは関係ないわと言うんじゃなしに、やはり行政情報を出すに当たっては、市民の方が理解できるようなわかりやすい行政情報を出してほしいと思います。その辺について市長、一言だけ。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御指摘いただいたように、やはりできるだけわかりやすく、行政用語が一般的にいろいろありますが、余りそういうものを使うんじゃなくて、わかりやすくお知らせをするというのが原則だというふうに思いますので、これに限らずまた注意喚起をしたいというふうに考えております。

議長（奥和田好吉君） 上山君。

10番（上山 忠君） あと2つ残っとるんですけど、これは次の議会に延ばしますわ。一応きょうはこれで終わります。

議長（奥和田好吉君） 以上で上山議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりますが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明19日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明19日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後4時52分 延会

（了）

#### 署名議員

大阪府泉南市議会議長 奥和田 好吉

大阪府泉南市議会議員 市道 浩高

大阪府泉南市議会議員 谷 外嗣